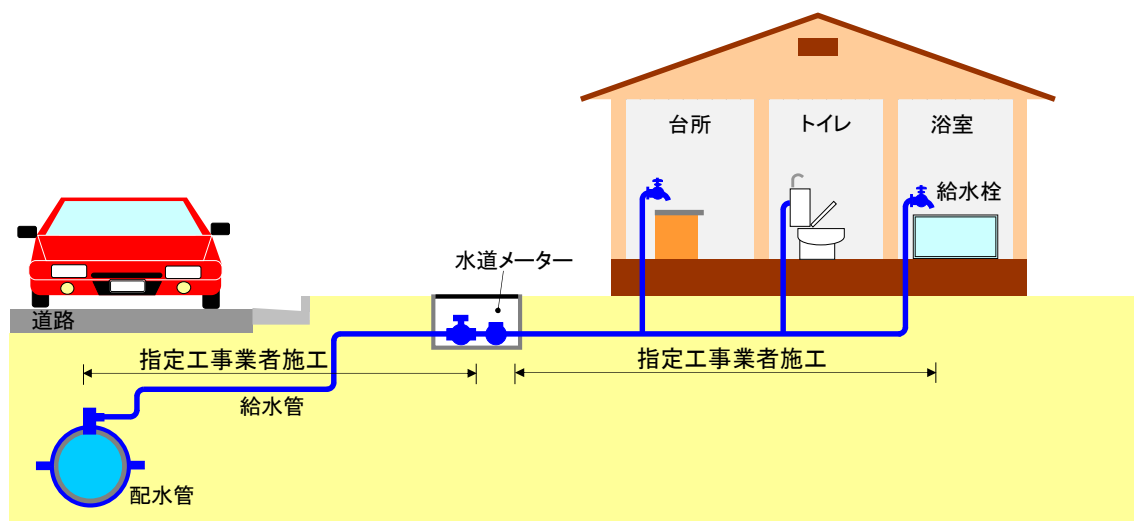


外部接続工事施工の手引き

〈指定工事業者施工用〉



令和7年4月1日 改正

京都市上下水道局

附 則

この基準は、平成 15 年 10 月 1 日から施工する。

附 則

この基準は、平成 22 年 10 月 5 日から施工する。

附 則

この基準は、平成 23 年 6 月 23 日から施工する。

附 則

この基準は、平成 25 年 8 月 1 日から施工する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施工する。

附 則

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施工する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施工する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施工する。

附 則

この基準は、令和 元年 6 月 1 日から施工する。

附 則

この基準は、令和 元年 10 月 1 日から施工する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施工する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施工する。

附 則

この基準は、令和 4 年 12 月 5 日から施工する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施工する。

は　じ　め　に

京都市（以下「本市」という。）では、水道事業の適正な運営を保持するために給水装置の設計及び施工は、本市又は本市が適正な工事を施工できるものとして指定した京都市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が施工することとしています。

給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、国からその資格を有するものとして交付されたものであり、直接的に本市が管理すべきものではありませんが、給水装置工事を衛生的かつ適正に施工するために、自覚と法令及び規則等に従って、給水装置工事施工の中心となり、工事に従事する関係者間のチームワークと相互信頼関係の中心となる重要な役割を担っています。

本「外部接続工事施工の手引き」は、指定工事業者が施工することのできる給水装置の外部接続工事に関して、適切な取扱いや事務手続及び施工技術の適正化を図ることを目的に基本的な事項を定めたものです。

目 次

〔 基 本 事 項 〕

1 承認要件	1
2 指定工事業者の誓約事項	1

〔 事 務 取 扱 い 〕

1 対象工事	2
2 必要書類等の作成要領	2
3 施工承認申請手続	4
4 道路占用・掘削許可申請手続	4
5 道路使用許可申請手続	4
6 地下埋設施設企業者との事前協議	5
7 路面復旧設計費及び路面復旧費	5
8 路面復旧の誓約	5
9 給水管の埋設承諾	5
10 関係者への周知	5
11 完了検査	6
12 工事記録写真の撮影方法	6
13 施工管理	6
資料 1 外部接続工事事務フロー	8
資料 2 申請時の提出書類等	9

〔 設 計 〕

1 基本事項	31
2 一般事項	31
3 設計用紙	31
4 事前調査	31
5 給水管の種類及び呼び径	31
6 給水管の分岐	32

〔 施 工 〕

1 基本事項	33
2 一般事項	33
3 安全管理	33
4 交通保安対策	33
5 事故防止	36
6 事故報告	37
7 現場の整理整頓	37
8 あと片付け	37
資料 道路工事作業における工事責任者のチェックポイント	38
9 掘削	39
10 土留及び排水	40
11 給水管の埋設深さ	40
12 給水管の分岐	40
13 給水管の布設	41
14 給水管の接合	41
15 給水装置の保護	44

16	給水管の通水確認	45
17	給水管の撤去	45
18	建設副産物	46
19	埋戻し	47
20	砂利道復旧	51
21	舗装仮復旧	51
22	舗装（私有道路）本復旧	52
23	工事記録写真の作成	54
24	その他	63
	標示ピンによる分岐位置の明示	63
	工事標示板例及び保安施設設置例	64
25	設計用符号	65
（ 参 考 ）		
1	京都市指定給水装置工事事業者の施行する外部接続工事に係る要領	70
2	水道法（抜粋）	76
3	水道法施行令（抜粋）	79
4	水道法施行規則（抜粋）	80
5	京都市水道事業条例（抜粋）	82
6	京都市水道事業条例施行規程（抜粋）	85
7	京都市指定給水装置工事事業者規程（抜粋）	86
8	指定府道及び旧国道路線図	88

外部接続工事施工の手引き

〔基本事項〕

配水管からの給水管の分岐、配管及び撤去を道路下で行うとき、適正な工事が行われなかった場合には、水道施設の損傷や、道路の陥没等を生じさせるおそれがあり、配水管に汚染物質等が混入した場合には広範囲な水質事故を生じさせることとなる。このことから、本市の施設である配水管や他の埋設物の保全及び道路復旧等の適正な施工を確保するため、指定工事業者が施工する配水管からの給水管の分岐、配管及び撤去の工事は、「京都市指定給水装置工事事業者の施工する外部接続工事に係る要領」（以下「要領」という。）において規定する次の要件等を満たすことが必要である。

1 承認要件

外部接続工事における指定工事業者施工の承認要件は次のとおりとする。

- (1) 工事に起因して、第三者への損害賠償等が生じたときは、指定工事業者及び申請者（施工主）の責任において解決すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、関係法令、条例、規則及び企業管理規程、給水装置基準及び要領等を遵守すること。

2 指定工事業者の誓約事項

指定工事業者は次の誓約事項を厳守するものとする。

- (1) 工事を施工するに当たっては、水道法施行規則第36条第1項第1号の規定に基づき指名した主任技術者を専任させ、総括責任者として技術上の管理及び指導監督に当たらせること。
- (2) 配水管からの給水管の分岐、配管及び撤去を行うに当たり、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を監督させること。
- (3) 上記(1)及び(2)の資格を有することについて、給水装置工事承認申請書に明記し、届出ること。
- (4) 特定区間の工法、その他工事に必要な事項について本市の指示又は指導に従うこと。
 - ア 工事に使用する給水装置材料は、給水装置材料基準を遵守すること。
 - イ 工事の設計及び施工は、給水装置工事基準を遵守すること。
 - ウ その他局が指示する事項
- (5) 工事完了後、2週間以内に分岐、配管形態及び埋設深度、埋戻し、仮復旧等の施工状況を確認できる写真を提出すること。
- (6) 道路面の不陸及び陥没の修復等、緊急を要するときは直ちに出勤し、必要な措置を行うこと。
- (7) 工事に係る水道メーターの授受は、主任技術者の責任において行うこと。
 - ア 給水装置の新設又は改造工事に係る水道メーターの受領及び設置に関すること。
 - イ 給水装置の改造又は撤去工事に係る水道メーターの返納に関すること。

〔事務取扱い〕

外部接続工事の指定工事業者施工は、以下のとおりとする。

1 対象工事

指定工事業者施工の対象工事は、申請者等の申込みにより行う給水装置（共用装置工事を除く。）の新設、改造及び撤去の工事で、次の対象外工事を除く。

対象外工事

- (1) 大阪ガスネットワーク株式会社（以下「大阪ガス」という。）、関西電力送配電株式会社（以下「関西電力」という。）、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）、上下水道局下水道部（以下「下水道部」という。）及び民間企業等の地下埋設施設工事に支障となる給水管の切廻し工事
- (2) 臨時栓工事
- (3) 京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が自らの施工が適当と判断する給水装置工事

2 必要書類等の作成要領

- (1) 申請時の必要書類等は次表のとおりとし、その作成は、資料2「申請時の提出書類等」に準ずること。

	提出書類	備考
様式1	給水装置工事申請設計書（上下水道局指定設計用紙）及び詳細設計図面	委任状、誓約書（φ75mmの場合）を添付 外部接続工事の設計を含む。
様式2	給水装置工事設計審査申請書	設計書提出時に必要
様式3	給水装置工事承認申請書	分岐せん孔技能者等を明記
様式4	分岐箇所調査票	分岐・撤去予定箇所の道路現況写真、給水装置工事掘削復旧予定図、給水装置使用状況等連絡票（φ50mm以上の場合）を添付。配水管位置の相互確認
様式5	給水装置工事しゅん工検査申請書	内部工事しゅん工後に提出
様式6	外部接続工事完了検査申請書	
様式7	道路占用・掘削許可申請手続依頼書	公道掘削工事に必要
様式8	道路使用許可申請手続依頼書	国道掘削工事に必要
様式9	路面復旧共同施工協議依頼書	他企業等工事と競合の場合に必要
任意様式1	下請負通知書	外部接続工事の下請負契約時に必要
任意様式2	路面復旧誓約書	道路管理者の承認書面を添付

- (2) 本市が手続を行う道路占用・掘削許可申請及び道路使用許可申請の関係書類（以下「許可申請書類」という。）及びその添付図書は、次表のとおりとする。添付図書は、指定工事業者が資料２「申請時の提出書類等」を参照し、作成すること。

	許可申請書類	添 付 図 書
市道	道路掘削の内訳書関係	位置図（施工場所を明記）、平面図、掘削断面図
		新設舗装掘削同意書（新設舗装道の掘削に必要）
国道	道路占用許可申請書関係	※位置図（施工場所を明記）
		※平面図、掘削断面図（掘削復旧予定図を参考に作成）
		※保安対策図
		※設計協議の回答書 （下水道部、大阪ガス、関西電力、NTT西日本）
		新設舗装掘削同意書（新設舗装道の掘削に必要）
	道路使用許可申請書関係	※位置図
		※平面図、掘削断面図
		※保安対策図

注 表中の※印の図書は共通図書であるので２部作成すること。

(3) 必要書類等作成の留意事項

- ア 給水装置工事申請設計書（京都市上下水道局指定設計用紙）は、申請者等が給水装置工事をしようとするときに、その委任に基づき、給水装置工事設計審査申請書と併せて指定工事業者が作成する。
- イ 委任状は、次に掲げる事項に該当するときに作成する。
- (7) 申請者が給水装置工事の申請を指定工事業者に委任するとき。
 - (4) 申請者が給水装置工事に係る費用（加入金、負担金、路面復旧工事設計費及び路面復旧工事費）の納入及び還付・追徴に関する一切の権限を指定工事業者に委任するとき、必要な事項を明記し、実印を押印する。
 - (7) (4)の委任状には、委任者の印鑑証明書を添付する。
- ウ 給水装置工事承認申請書は、給水装置工事を施工しようとするときに、申請者等の委任に基づき、指定工事業者が作成する。
- (7) 主任技術者欄は、当該工事に専任する主任技術者の氏名を記入する。
 - (4) 分岐せん孔技能者又は配管技能者欄は、配水管の分岐せん孔及び配管等を適正にできる技能者の氏名及び技能者区分欄の該当する□にレ印を記入する。
- エ 分岐箇所調査票は、配水管位置を相互に確認するために指定工事業者が作成する。同票には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (7) 分岐・撤去予定箇所の道路現況写真
 - (4) 給水装置工事掘削復旧予定図
- オ 指定工事業者は、当該工事に関連する水道メーター下流の宅地内工事等（以下「内部工事」という。）がしゅん工したときは、しゅん工後、10日以内に工事場所を担当する上下水道局の給水工事事務所（北部担当）又は給水工事事務所（南部担当）（以下「給水工事事務所」という。）でしゅん工図面を整理し、検査の受検に必要な給水装置工事しゅん工検査申請書を提出する。

- カ 指定工事業者は、内部工事のしゅん工検査に合格したときは、外部接続工事の施工に係る外部接続工事完了検査申請書を作成する。
- キ 指定工事業者は、外部接続工事を国道、府道、市道及びその他の官有地（以下「公道」という。）で施工しようとするときは、道路占用・掘削許可申請手続依頼書を作成する。
- ク 指定工事業者は、外部接続工事を国道で施工しようとするときは、道路使用許可申請手続依頼書を作成する。
- ケ 指定工事業者は、外部接続工事の舗装本復旧工事が他企業（大阪ガス、下水道部等）工事と競合するときは、一連の施工が望ましいことから、路面復旧共同施工協議依頼書を作成する。この提出がない場合においては、本市が施工する本復旧工事について、異議を申立てないこと。
- コ 指定工事業者は、外部接続工事を下請負施工契約により施工しようとするときは、下請負通知書を作成する。
- サ 申請者等は、自らが開発行為等工事に併せて外部接続工事の路面復旧工事を施工しようとするときは、路面復旧誓約書を作成する。
- (f) 誓約書の申請者欄は、申請者等本人が記入し、実印を押印する。
 - (g) 舗装業者名及び施工期日を明記する。
 - (h) 道路管理者が許可したことを証す許可書の写し又は書面を添付する。

3 施工承認申請手続

指定工事業者又は申請者等は、前項の必要書類等の作成要領に基づき作成した書類により、承認申請を行う。

なお、指定工事業者は、設計審査費及びしゅん工検査費について別に定める額を納入しなければならない。

4 道路占用・掘削許可申請手続

公道で工事を施工するときは、各道路管理者に許可申請手続が必要となる。

許可申請は、指定工事業者からの道路占用・掘削許可申請手続依頼書（以下「掘削手続依頼書」という。）を本市が収受し、次の手順により事務手続を行う。

- (1) 掘削手続依頼書は、給水装置工事しゅん工検査申請書提出時に併せて収受する。
- (2) 申請手続は、原則として、内部工事のしゅん工検査合格後に行う。

5 道路使用許可申請手続

公道及び私道を掘削するときは、工事の規模に関わらず、所轄の警察署（交通課）への道路使用許可申請手続が必要となる。

- (1) 国道掘削に伴う許可申請は、指定工事業者からの道路使用許可申請手続依頼書（以下「道路使用手続依頼書」という。）を本市が収受し、次の手順により事務手続を行う。
 - ア 道路使用手続依頼書は、給水装置工事しゅん工検査申請書提出時に併せて収受する。
 - イ 申請手続は、原則として、内部工事のしゅん工検査合格後に行う。
- (2) 国道以外の道路又は通路を掘削するときは、指定工事業者自らが工事の施工者として、所轄の警察署長あてに許可申請手続を行う。
 - ア 許可申請書及び許可申請に必要な添付図書の作成は、指定工事業者が行う。

イ 申請手続は、原則として、内部工事のしゅん工検査合格後に行う。

- (3) 作業時間は原則として、昼間工事の場合 9 時から 18 時まで、夜間工事の場合は 20 時から翌 6 時までとされている。車両交通量、周辺環境等によって昼間工事か夜間工事かが決まるので、現場状況の十分な把握や必要によっては所轄の警察署と協議して決定しなければならない。

6 地下埋設施設企業者との事前協議

道路を掘削するときは、地下埋設物の変形、破損等事故を防止するため、地下埋設施設企業者（大阪ガス、関西電力、NTT 西日本、下水道部等）とその工事について、地下埋設施設企業者が定める方法で事前に協議すること。

7 路面復旧設計費及び路面復旧費

公道の舗装本復旧工事は、道路占用及び掘削許可を受けた者（以下「占用者」という。）として、本市の責任は重く、責務遂行の観点から上下水道局が受託して施工する。そのため、申請者等は、舗装本復旧工事に係る費用について、京都市水道事業条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき納入しなければならない。

(1) 設計費の納入

設計費は、給水装置工事の申請時又は設計に着手する前に納入すること。

(2) 路面復旧費の納入

路面復旧費は、別に定める算出基準により算出した概算額が、給水工事事務所から通知されるので、給水装置工事の着手前に納入すること。

(3) 路面復旧費の精算（還付・追徴）

納付した概算額は、復旧工事完了後に精算し、費用に過不足が生じたときは、申請者に対し、給水工事事務所から還付又は追徴の通知を行う。

(4) 公道の舗装本復旧工事における範囲決定の立会い

公道の舗装本復旧工事に関し、道路管理者の指示に基づく復旧範囲等の決定に際して、当該工事の主任技術者が立ち会うこと。

8 路面復旧の誓約

公道の舗装本復旧工事について、申請者等が行う開発行為に伴う道路現状変更等工事の施工範囲に位置又は隣接し、申請者等自らが一連の舗装本復旧工事として道路管理者から許可を受理したものについては、本市に路面復旧誓約書を提出した場合、施工することができる。ただし、その許可書の写し、又は道路管理者が許可したことを証す書面を添付したものに限る。

9 給水管の埋設承諾

私道で工事を施工するときは、給水管の埋設及びその掘削について、申請者等が土地所有者から承諾を得ること。

10 関係者への周知

指定工事業者及び申請者等は、工事に着手する前に、周辺住民に対し、次の事項について十分な周知を行うこと。

- (1) 工事ビラの配布等による協力をお願い
- (2) 配水管の断水に係る使用者等への協力をお願い
- (3) 新設舗装の掘削及び工事（特に夜間工事）に係る同意

11 完了検査

給水装置の構造及び材質について、本市指定材料の適正な使用の確認及び指示工法等が適正に履行されているかの確認に加え、本市施設の適正管理、事故の未然防止、公道の占有者としての責務等から外部接続工事完了検査表（以下「検査表」という。）に基づき完了検査を行う。

(1) 完了検査の申込み

指定工事業者は、外部接続工事完了検査申請書により、完了検査を依頼する。

(2) 完了検査日の決定

ア 立会検査日（施行日）は、外部接続工事完了検査申請書の提出時に工事担当職員と打合わせのうえ決定すること。通常、申請書の提出から立会検査までの期間は、概ね2週間の期間内で予定を組むが、道路占用及び掘削許可申請手続等の関係で、さらに日数を要するときがあるので余裕をもって申請すること。

なお、立会検査は原則として平日の午前8時30分から午後5時までに行う。

イ 立会検査日を変更する必要があるときは、速やかに工事担当職員に連絡し、改めて調整を行い、立会検査日を決定すること。

(3) 検査の内容

ア 工事担当職員は、指定工事業者からの完了検査依頼により、完了検査を実施する。

イ 完了検査は、配水管の分岐せん孔時に実施する立会検査と工事記録写真及び整理したしゅん工図（以下「提出書類」という。）の提出により行う。

なお、提出書類は立会検査後、2週間以内に工事担当職員に提出しなければならない。

ウ 検査には、主任技術者が立ち会うこと。

エ 完了検査の結果、施工内容（評定）に不備があり、工事担当職員から改善の指示があったときは、速やかに改善措置を行うこと。内容によっては、再検査を実施する。

オ 検査結果について、双方の確認を行うため、検査表の署名欄に主任技術者が署名すること。

12 工事記録写真の撮影方法

公道の舗装道の場合は仮復旧工事まで、私道の舗装道の場合は本復旧工事までの写真とする。工事記録写真に関する詳細は、「〔施工〕23 工事記録写真の作成」を参照すること。

13 施工管理

外部接続工事の施工に当たっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守して安全で適切な施工を行うこと。

- (1) 工事中の保安施設は、道路使用許可条件のとおり設置し、歩行者、通行車両等の安全とともに、工事従事者の安全についても十分注意すること。
- (2) 道路使用の許可証は、常に現場に携帯すること。
- (3) 現場管理を適切に行い、事故防止に努めるとともに、工事に伴う騒音、振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。

(4) 他企業埋設施設に損傷等を生じさせないよう事故防止に努めること。

ア 他企業の施設が埋設されている道路を掘削するときは、各企業の指示に従って、工事の通知を行うこと。

イ 他企業の施設が埋設されている道路を掘削するときは、必要に応じて立会いの依頼をすること。

(5) 道路管理者の許可条件の厳守

ア 私道を復旧するときは、申請者等と土地の所有者との協議及びその承諾条件により適正に施工すること。

イ 公道の舗装仮復旧工事は、道路管理者又は舗装種別によって施工方法が異なるため、許可条件を十分に確認のうえ施工すること。

ウ 舗装本復旧工事が完了するまでの間は、舗装仮復旧工事跡に陥没等がないか、常に自主点検を行うこと。

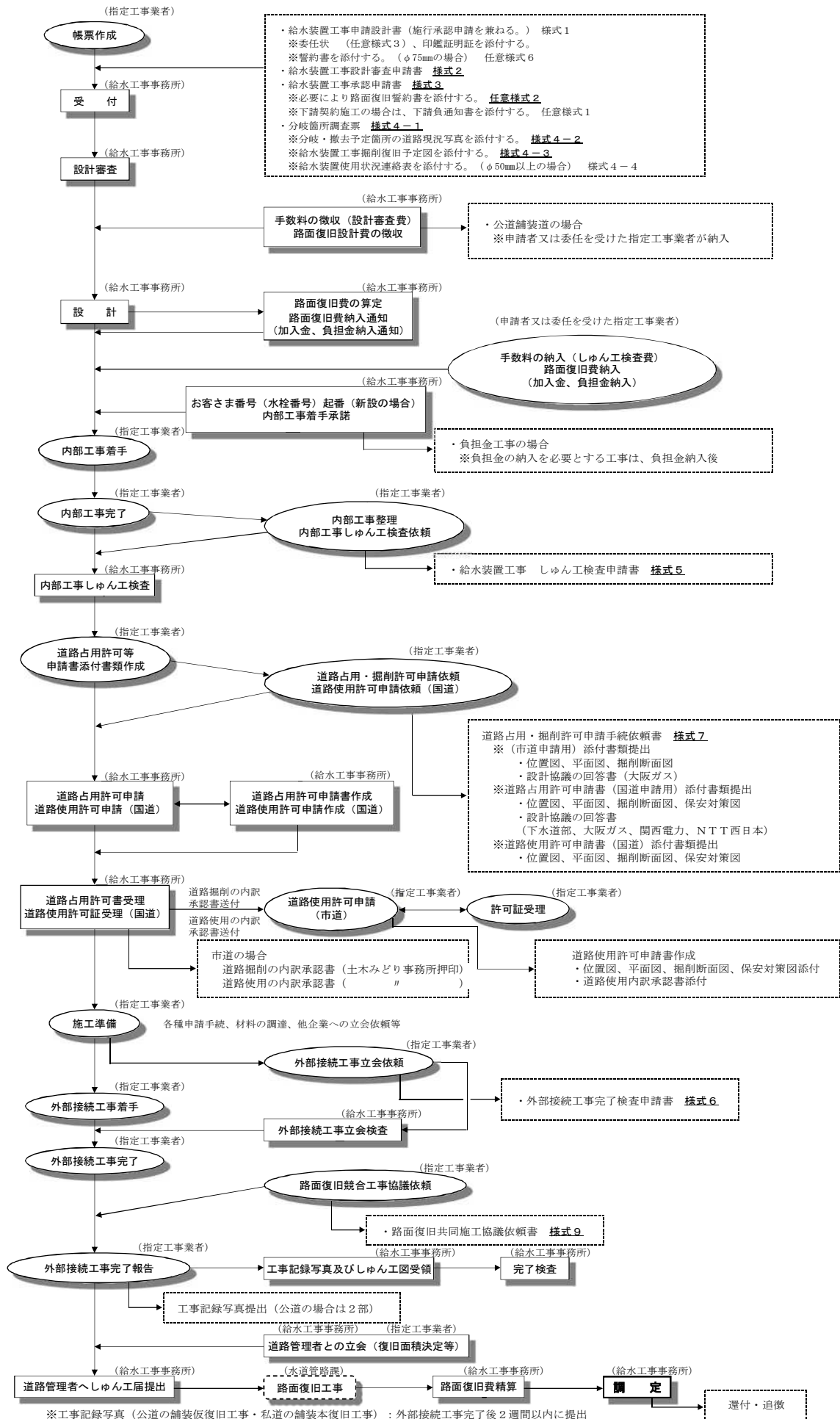
エ 白線等の道路標示は現況のとおりに修復すること。また、舗装仮復旧工事を施工した場合は、舗装本復旧工事で本標示工が終了するまでの間、溶融式にて仮標示工を施すこと。

オ 公道の舗装仮復旧工事跡には、白色ラッカースプレーで縦方向に「」と表示すること。

(6) 所轄消防署への届出

京都市火災予防条例第 57 条の規定に基づき、消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれがある場合は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出ること。

外部接続工事事務フロー（指定工事業者施行）



申 請 時 の 提 出 書 類 等

申請時等の提出書類

1	給水装置工事申請設計書（京都市上下水道局設計用紙）……	様式 1
2	給水装置工事設計審査申請書 ……………	様式 2
3	給水装置工事承認申請書 ……………	様式 3
4	下請負通知書 ……………	任意様式 1（参考例）
5	路面復旧誓約書 ……………	任意様式 2（参考例）
6	委任状 ……………	任意様式 3（参考例）
7	分岐箇所調査票 ……………	様式 4－1
8	分岐・撤去予定箇所の道路現況写真 ……………	様式 4－2
9	給水装置工事掘削復旧予定図 ……………	様式 4－3
10	給水装置使用状況等連絡表 ……………	様式 4－4
11	給水装置工事しゅん工検査申請書 ……………	様式 5
12	外部接続工事完了検査申請書 ……………	様式 6
13	道路占用・掘削許可申請手続依頼書 ……………	様式 7
14	新設舗装掘削のお願い ……………	任意様式 4（参考例）
15	夜間工事同意書 ……………	任意様式 5（参考例）
16	道路使用許可申請手続依頼書 ……………	様式 8（国道掘削申請用）
17	路面復旧共同施工協議依頼書 ……………	様式 9
18	誓約書（φ75mmの場合のみ）……………	任意様式 6（参考例）

参 考

- 1 外部接続工事完了検査表（給水工事事務所用）

工番		第		号		整理契約番号										—		契約年月日		外部接続業者名																			
事号		年		月		日		整理契約番号										—				〇〇水道株式会社																	
設計費		年		月		日		加入金		年		月		日		設計費		年		月		日		工事計費		年		月		日		しゅん工費		年		月		日	
設置の類		専用		工事の類		改造		工事		外部		内部		設計受付																									
工事使用者所名		南		区		上鳥羽		学区		上鳥羽		幹立		町		11-3番地		年		月		日		整理		年		月		日									
氏名		(ふりがな)		きょうと		はなこ		氏名		京都		花子		TEL(075)		123-4567		〒		601-8116				着工		年		月		日									
住所		京都市南区上鳥羽幹立町11-3番地																						竣工		年		月		日									
申請氏名		住所		京都市南区上鳥羽幹立町11-3番地																				竣工		年		月		日									
氏名		(ふりがな)		きょうと		はなこ		氏名		京都		花子		TEL(075)		123-4567		〒		601-8116				竣工		年		月		日									
建築所氏名		住所		京都市中京区御所町1番地																				竣工		年		月		日									
氏名		(ふりがな)		きょうと		こうむてん		氏名		京都		工務店		TEL(075)		234-5678		〒		123-4567				竣工		年		月		日									
設計		13		20		25		40		50		計		備										種別		mm		mm											
精算		13		20		25		40		50		計		考										口径		mm		mm											
止位水栓		第1(上流)												第2(下流)										番号		m³		m³											
手数料		呼び径		金額										給水方式										指示量		m³		m³											
設計審査費		mm												給水方式										(位置)		年		月		日									
しゅん工検査費		mm												給水方式										(取付・引上期日)		年		月		日									
加入金														給水方式										※ 将来ともに移動しないものを基準にした、水道メーター位置を記入。		年		月		日									
呼び径		新設		20		mm		共用装置使用者氏名						補助配水管番号・配連番号										TEL		345-6789													
既設		13		mm										補助配水管番号・配連番号										主任技術者免状の交付番号		12345													
単価														補助配水管番号・配連番号										TEL		345-6789													
消費税														補助配水管番号・配連番号										主任技術者免状の交付番号		12345													
金額														補助配水管番号・配連番号										主任技術者免状の交付番号		12345													
臨時栓使用期間		年		月		日		～		年		月		日		工事期間		年		月		日		～		年		月		日									
掘削許可年月日		年		月		日				路面復旧完了日		年		月		日		委任状有(		年		月		日)		・無													

※ 外部接続工事に関する事項についての記載例

様式 1 (2)

付
近
見
取
図

外
部
設
計
略
図

項目		区分	給水装置工事費 (新設・改造・撤去)									適用	
			単位	設計 (徴収工事費)			設計変更 (変更徴収工事費)			精 算			
				数量	単価	金 額	数量	単価	金 額	数量	単価		金 額
① 請負工事費	直接工事費	式										〈設計条件〉 ・施工区分 <u>昼間</u> ・夜間 ・舗装種別 Coブロック ・本管と分岐管 100 × 20 ・道路区分 <u>市</u> ・国・私・他 ・撤去口径 100 × 13 ・埋設深度 0.6 m ・埋戻し C 種 0.4 m ・仮復旧 3 種 3 cm ・道路巾員 16.5 m	
	諸 経 費	式											
	小 計												
	消費税 地方消費税相当額	式											
	請 負 工 事 費 計												
② 工事監督費及び間接経費 (①小計×定率)		式											
③ 路面復旧工事費	号工	m ²											
	号工	m ²											
	号工	m											
	号工	m											
	号工	m											
路面復旧工事費計													
④ 計(①の小計+②+③)													
⑤ 消費税 地方消費税相当額		式											
④ + ⑤ 計													
⑥ 前納額	設 計 費	mm				mm			mm				
	消費税 地方消費税相当額	式											
	前 納 額 計												
給水装置工事費合計													
備 考						増額 (追徴)			追徴				
						減額 (還付)			還付				
特 記 事 項			支管分岐承諾書 (有 ・ 無)										

特定区間下流の主要材料				給 水 方 式	
内 部 工 事 種	管	埋設部		1. 直結式 2. 受水槽式 (高置水槽) 有 ・ 無 受水槽式給水の場合は、保健福祉局への情報提供を 上下水道局が行うことを同意します。	
		立上り			
	種	建物内		水 栓 数	
				建築確認番号	

年 月 日

号

給 水 装 置 工 事 設 計 審 査 申 請 書

(あて先)

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

令和 年 月 日

依頼者 指定工事業者名
 代 表 者
 住 所
 主任技術者氏名

京都市指定給水装置工事事業者規程第 18 条の規定による給水装置工事の設計審査を受けた
いので、次のとおり申請します。

記

1 工 事 場 所

2 工 事 申 込 者

3 工 事 種 別

[京都市指定給水装置工事事業者規程 様式第 9]

給 水 装 置 工 事 承 認 申 請 書

(あて先)

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

令和 年 月 日

申 請 者 住 所

申 請 者 氏 名

印

連 絡 先 (☎)

)

給水装置工事を下記の指定工事業者施工とするに当たり、裏面の誓約事項を承諾のうえ
申請します。

記

工 事 場 所		
施 工 者 情 報	業 者 名 代 表 者 住 所	指定番号 第 号
	主 任 技 術 者	氏名 : 交付番号 第 号
	分 岐 せ ん 孔 者 技 能 者 又 は 配 管 技 能 者 ※ 該 当 箇 所 に ✓	所属（指定工事業者名） : 氏 名 : 技能者区分 ☐ 給水装置工事配管技能者認定協議会会長の認定した者 ☐ 給水装置工事配管技能者講習会(全国標準講習)修了者、 又は給水装置工事配管技能検定会（全国標準検定）合格者 ☐ 配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の施工講習会を 受講した者 ☐ 給水装置工事配管技能検定会（ポリエチレン管検定）合格者 ☐ 技能者名簿登録者 ☐ 不断水せん孔技能者名簿登録者

(裏面)

<誓約事項>

- 1 この工事に関して、利害関係人その他の者から異議があるときは、すべて申請者の責任において解決します。
- 2 この工事に起因して、第三者への損害賠償等が生じたときは、当該指定工事業者及び申請者の責任において解決します。
- 3 工事の施工に当たっては、関係法令、条例、給水装置基準及び京都市指定給水装置工事事業者の施行する外部接続工事に係る要領等を遵守します。
- 4 この工事を施工するに当たり、指名した主任技術者を専任させ、総括責任者として技術上の管理及び指導監督に当たさせます。
- 5 配水管から給水管の分岐、配管及び撤去を行うに当たり、必要な技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を監督させます。
- 6 次の各号に掲げる管理者の指示又は指導に従います。
 - (1) 給水装置の構造及び材質の指定及び工法、工期その他工事上の条件に従い施工すること。
 - (2) 当該工事完了後、2週間以内に施工状況（分岐、配管、埋戻し、仮復旧等）を確認できる写真及びしゅん工図を提出すること。
 - (3) 当該工事に係る道路面の不陸及び陥没の修復等、緊急を要するときは直ちに出勤し、必要な措置を行うこと。
 - (4) 当該工事に係る水道メーターの授受は、主任技術者の責任において行うこと。
- 7 当該工事に係る掘削、埋戻し、舗装仮復旧等に当たっては、公道の場合は道路管理者の許可条件、私道の場合は土地所有者の承諾条件のとおり施工します。
- 8 当該工事に関し、道路又は通路を使用するときは、警察署の許可条件に従い施工します。

下 請 負 通 知 書

令和 年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

指 定 工 事 業 者 名

代 表 者

住 所

下記のとおり、下請負契約を締結しましたので通知します。
なお、下請負人の施工、調整及び監督は当社において一切の責任をもって行います。

記

1 工 事 場 所

☐ 新設

2 工 事 種 別 給水装置 ☐ 改造 工事

☐ 撤去

3 工 事 申 込 者 氏 名 :

お客さま番号 (— —)

4 下 請 負 施 工 区 分

5 下 請 負 施 工 業 者 指 定 番 号 : 第 号

指 定 工 事 業 者 名 :

代 表 者 名 :

路面復旧誓約書

令和 年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

申 請 者 住 所

申 請 者 氏 名

連 絡 先 (☎)

私名義の給水装置の外部接続工事に係る公道の舗装本復旧工事は、上下水道局の指示及び別添の道路占用・掘削許可書の許可条件のとおり、当方で責任を持って下記期日までに施工する事を誓約します。

記

1 工 事 場 所

2 工 事 種 別

☐ 新設
給水装置 ☐ 改造 工事
☐ 撤去

3 舗 装 業 者 会 社 名 :

担 当 者 ()

連 絡 先 (☎)

4 復 旧 面 積 道路管理者の指示のとおり

5 施 工 期 日 令 和 年 月 日

委任状

令和 年 月 日

住所

受注者 氏 名
代 表 者

上記の者をわたくしの代理人と定め、次の権限を委任します。

住所

委任者
氏 名

実印

京都市

において

給水装置工事をしようとするに当たり、下記に掲げる京都市公営企業管理者上下水道局長への申請及び費用の納入又は還付に関する一切の権限。ただし、3及び4は、納入が義務付けられるときに限る。

記

京都市水道事業条例に規定する以下の行為

- 1 第5条第1項に規定する申請
- 2 第8条に規定する給水装置工事の費用（以下「費用」という。）の内、路面復旧に係る費用の納入
- 3 第24条の2に規定する加入金（以下「加入金」という。）の納入
- 4 第24条の3に規定する負担金（以下「負担金」という。）の納入
- 5 精算に伴う納入した費用、加入金及び負担金の還付の領収又は追徴金の納入（ ）

○注意

上記項目のうち「1 第5条第1項に規定する申請」のみの場合は、認印で可。その他の項目も委任を受ける場合は、実印を押印のうえ「印鑑証明」（発行日から3ヶ月以内のもの）を添付すること。

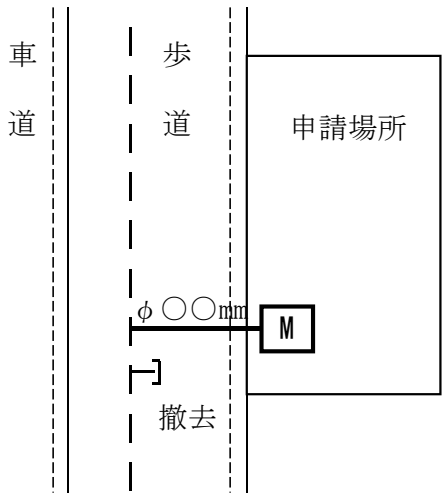
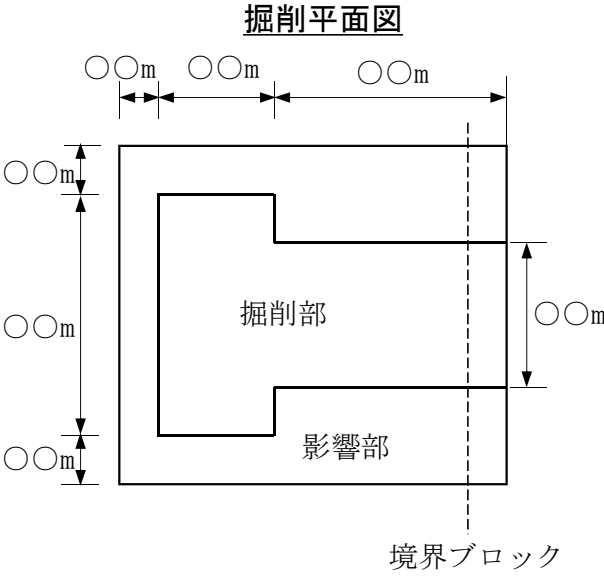
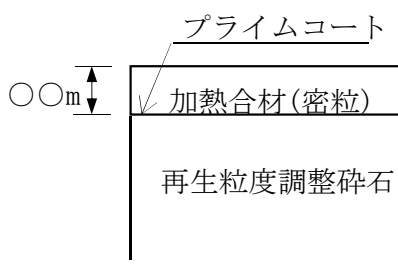
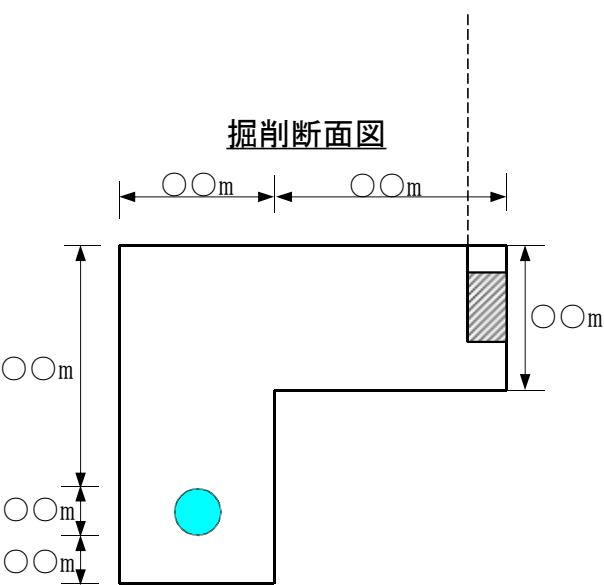
分岐・撤去予定箇所の道路現況写真

(分岐及び撤去箇所)

写真を貼付ける。

(寸法10.5cm×7.5cm以上、カラーの焼付け写真)

(デジタルカメラによる場合も同程度の大きさのものとする。)

道 路 区 分		道
施 工 区 分		
埋 戻 し 工 種		種
仮 復 旧 工 種		種
本 復 旧 工 種		号工
N  平面図  配水管○○○mm 掘削断面図  境界ブロック 掘削面積： 影響面積： 仮復旧構造図  プライムコート 加熱合材(密粒) 再生粒度調整碎石 掘削断面図 		
給 水 装 置 工 事 掘 削 復 旧 予 定 図		
工 事 場 所	京都市 区 町 番地	
お 客 さ ま 番 号	— —	
指定工事業者名		

給 水 装 置 使 用 状 況 等 連 絡 票

令和 年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長指定工事業者名
主任技術者氏名
連 絡 先 (☎)

下記の計画について、使用状況等の予定をお知らせします。

工 事 番 号	令和 年 第 号
お 客 さ ま 番 号	— —
給 水 工 事 事 務 所	☐ 北部担当 ☐ 南部担当 (担当 :)
工 事 場 所 (別紙位置図参照)	学区 区 町
配 水 管 口 径	φ mm
引 込 口 径	φ mm
工 程 表	工 事 着 工 日 令和 年 月 日 / 上 ・ 中 ・ 下旬
	内 部 竣 工 日 令和 年 月 日 / 上 ・ 中 ・ 下旬
	メーター取付日 令和 年 月 日 / 上 ・ 中 ・ 下旬
	引 渡 し 日 令和 年 月 日 / 上 ・ 中 ・ 下旬
備 考	

以下、給水工事事務所使用欄

水道部配水管理事務所 ☐ 北部担当 担当者 様
☐ 南部担当

指定工事業者から上記のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

発信者 (内線 :)
送信日 令和 年 月 日

給 水 装 置 工 事 し ゅ ん 工 検 査 申 請 書

(あて先)

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

令和 年 月 日

申請者 指 定 工 事 業 者 名
 代 表 者
 住 所
 主 任 技 術 者 氏 名

京都市指定給水装置工事事業者規程第 19 条の規定による給水装置工事のしゅん工検査を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 工 事 場 所

2 工 事 申 込 者

3 工 事 種 別 給水装置 工事

4 し ゅ ん 工 年 月 日 令和 年 月 日

[京都市指定給水装置工事事業者規程 様式第10]

外 部 接 続 工 事 完 了 検 査 申 請 書

令和 年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

申請者 指 定 工 事 業 者 名
代 表 者
住 所
主任技術者氏名
連 絡 先 (☎)

京都市指定給水装置工事事業者の施行する外部接続工事に係る要領第 1 1 条第 1 項の
規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

工 事 場 所	
申 請 者 名	
工 事 種 別	☐ 新設 給水装置 ☐ 改造 工事 ☐ 撤去
施 工 予 定 日	令和 年 月 日 (曜日) (施工時間帯 時 分 ~ 時 分 許可条件どおり

以下、給水工事事務所使用欄

検 査 日 (調 整 日)	令和 年 月 日 (曜日)
立会検査員	係長

道路占用・掘削許可申請手續依頼書

令和 年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

依頼者 指定工事業者名
代 表 者
住 所
主任技術者氏名
連 絡 先 (印)

京都市指定給水装置工事事業者の施行する外部接続工事に係る要領第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記場所の道路占用及び掘削許可申請手続を依頼します。

記

[illegible]

注 添付書類の保安対策図は、国道占用許可申請にのみ必要

新 設 舗 装 掘 削 の お 願 い

令和 年 月 日

(あて先)

土木みどり事務所長

依 頼 者 給水工事事務所 ☐ 北部担当
(担当 : ☐ 南部担当)
連 絡 先 (☎)

この度、下記の工事場所において給水装置工事（水道引込工事）を施工するに当たり、新設舗装道路を掘削する必要がありますので、掘削許可を願います。

工 事 場 所 :

施 主 :

施 工 業 者 :

新 設 舗 装 掘 削 同 意 書

上記の工事場所において給水装置工事（水道引込工事）を施工するに当たり、新設舗装道路を掘削することに同意します。

氏 名	住所	印

夜 間 工 事 同 意 書

令和 年 月 日

工 事 場 所 : _____

施 主 : _____

施 工 業 者 : _____

この度、上記場所において夜間水道工事を施工されるにあたり、道路の掘削による騒音ならびに交通対策等に十分注意されることを条件に同意いたします。

氏 名	住所	印

道 路 使 用 許 可 申 請 手 続 依 頼 書

令和 年 月 日

(あて先)
京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

依頼者 指定工事業者名
代 表 者
住 所
主任技術者氏名
連 絡 先 (☎)

京都市指定給水装置工事事業者の施行する外部接続工事に係る要領第 9 条第 1 項の
規定に基づき、下記場所の道路使用許可申請手続を依頼します。

記

工 事 場 所	
道 路 区 分	国道
掘 削 面 積 (添付図のとおり)	車道： 号工 m ² ・ 号工 m ² 歩道： 号工 m ² ・ 号工 m ²
工 事 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
施 工 時 間 帯	☐ 昼間 ☐ 夜間
添 付 書 類	位置図、平面図、掘削断面図、保安対策図

注 添付書類の保安対策図は、国道占用許可申請にのみ必要

路面復旧共同施工協議依頼書

(あて先)

京都市公営企業管理者
上下水道局長

令和 年 月 日

依頼者 指定工事業者名
代 表 者
住 所
主任技術者氏名

下記の道路占用及び掘削工事について、道路復旧を共同で施工する必要がありますので、協議していただきますようお願いします。

記

1 工 事 場 所

2 工 事 申 込 者 氏 名 :
お客さま番号 (— —)

3 工 事 種 別 ☐ 新設
給水装置 ☐ 改造 工事
 ☐ 撤去

4 共 同 企 業 者 等

競合者	連絡先
☐ 下 水	☎
☐ ガ ス	☎
☐ その他 (競合相手 :)	☎

(あて先)
京都市公営企業管理者
上下水道局長

申請者
(建築確認の申請者)

氏 名 _____ 印 _____
(連絡先 ☎ _____)

記

住 所 京都市 区 町 番地
階 層 階
建築物の名称

- (1) 上記 1 の建築物の給水装置は、日頃から点検し、適切に管理します。また、給水装置に破損、劣化その他の異常を確認したときは、私どもの責任と負担において速やかに修繕又は交換します。
- (2) 給水装置のうち複式逆流防止弁 I 形については、その機能を適正に保つため、1 年以内ごとに 1 回の定期点検を行います。
- (3) 上記 1 の建築物を第三者に譲渡し若しくは貸し付け、又は給水装置の使用者を第三者に変更する場合は、直ちに上下水道局に届け出るとともに、この誓約書に記載された事項の遵守を当該第三者から上下水道局に誓約させます。

以上

外 部 接 続 工 事 完 了 検 査 表

工 事 場 所					
検 査 日 時	令 和	年	月	日	
工 事 種 別	☐ 新設	☐ 改造	☐ 撤去		
お 客 さ ま 番 号	— —				
指 定 工 事 業 者	(主任技術者：)				

確認事項		評 定					
土 工	1 掘削は所定の形状か。えぐり掘り等をしていないか。						
	2 埋戻し材料等は適正か。						
	3 転圧は指示どおり適正に行われているか。						
	4 カッターを使用しているか。						
	5 土留工を適切に行っているか。(必要時)						
せ ん 孔 ・ 配 管	6 せん孔状況は適切か。撤去状況は適切か。						
	7 配管状況は適切か。						
	8 設計審査で確認した指定材料が使用されているか。						
	9 使用機材は適切か。						
	10 給水管の埋設深さは適正か。						
安 全 管 理	11 道路使用許可条件どおり施行しているか。						
	12 歩行者通路は確保され、適切に誘導されているか。						
	13 車の誘導等は適正に行っているか。						
	14 保安柵・保安灯の設置は適正か。						
	15 道路使用許可書を携帯しているか。						
仮 復 旧	16 掘削範囲内が適正に施工できているか。						
	17 許可条件どおりの工種で適正に施工できているか。						
	18 路面表示は適切に復旧されているか。						
	19 標識類は元どおりに復旧されているか。(必要時)						
	20 工事標示板は適正か。						
そ の 他	21 工事責任者(主任技術者)は確認(事前検査)しているか。						
	22 工事資材・廃材の整理整頓は適正か。						
	23 工事区域の清掃は適正か。						
＜補足＞							
実施結果 ☐ 良好 ☐ 現場注意 ☐ 呼び出し注意 ☐ 再検査							
署 名 欄	主任技術者	上下水道局給水工事事務所 ☐ 北部担当 ☐ 南部担当 検査担当者：					
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">所長</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">係長</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">係員</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>	所長		係長		係員
所長		係長		係員			

〔設 計〕

1 基本事項

外部接続工事の設計及び施工は、水道法第 16 条及び同施行令第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準並びに道路法、その他関係法令の定めに基づき適正に施工しなければならない。

2 一般事項

- (1) 既設配水管及び給水管並びに他企業地下埋設物を十分調査しておくこと。
- (2) 配水管の断水を必要とするときは断水範囲を十分調査し、見取図等に断水区域を明記しておくこと。
- (3) 現場状況を十分把握して、施工時間帯や施工方法を決定する。
- (4) 道路状況から、埋戻し工種や仮復旧工種を選定して、施工条件に応じた設計を行う。

3 設計用紙

- (1) 常設計書用紙は、京都市上下水道局指定の設計用紙を使用しなければならない。
- (2) 設計用紙は指定工事業者が作成又は購入する。
- (3) 設計用紙を作成するときの紙質は、OK サンバードキク 48.5Kg とし、A3 サイズは二つ折りとする。
- (4) 印刷の種類は、オフセット印刷とする。

4 事前調査

設計に際しては、次の事項について事前調査をしなければならない。

- (1) 使用者の所要水量
- (2) 付近の水圧状態
- (3) 配水管及び給水管の布設状況並びに給水能力
- (4) 局指定材料のうちから、設置場所に適応した材料の選定
- (5) 舗装の有無又は舗装の状況
- (6) 既設給水装置の配管状況
- (7) 給水装置の全部又は一部が他人の土地を占有するかどうかの確認
- (8) 給水装置以外の管の配管状況

5 給水管の種類及び呼び径

- (1) 給水管の種類及びその呼び径は、次表のとおりとする。

給水管の種類及び継手	呼び径 (mm)
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVP) 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管用継手	13、20、25 直管 L (13～25=4m/本)
水道用ポリエチレン二層管 (PE2 (1)) 水道用ポリエチレン管金属継手	20、25、40、50 直管 L (20=120m/巻)、直管 L (25=90m/巻)、 直管 L (40=60m/巻)、直管 L (50=40m/巻)
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD)	40、50

水道用ライニング鋼管用管端防食形継手（埋設用）	直管L（4m/本）
水道用ダクタイル鋳鉄管（K形１種）	75、100、150、200
水道用ダクタイル鋳鉄異形管（K形）	直管L（75・100=4m/本、150～200=5m/本）

※ **太文字**は、特定区間に使用する材料を示す。ただし、水路横断等露出配管には水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PD）を使用することができる。

(2) 布設場所の状況により、布設してはならない管種は次のとおりとする。

直射日光を受ける箇所又は高い温度の影響を受ける箇所、あるいは極めて温度の低下する箇所及び液状の化学物質（有機溶剤、ガソリン、灯油等）が浸透するおそれのある場所への耐衝撃性硬質塩化ビニル管及びポリエチレン二層管の布設。

6 給水管の分岐

(1) 給水管が分岐できる配水管の呼び径は、300mm 以下（山間地域水道（以下「山間」という。）は250 mm以下）とし、水道法施行令第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、給水管の呼び径は、その配水管の呼び径より小でなければならない。

(2) 給水管の分岐最小呼び径は 20mm とする。

(3) 分水器具の取付間隔は、水道法施行令第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、施工上及び配水管の安全を図る。

分水器具の種類	取付間隔
サドル付分水栓、チーズ	0.3m 以上
不断水連絡管	1.5m 以上

(4) 分水器具の取付区分は、配水管の種類及び分岐する給水管の呼び径に応じ、次表に掲げるものとする。ただし、異形管には、分水器具を取付けてはならない。

給水管の呼び径 配水管の種類	25mm以下	40mm	50mm	75mm以上
鋳鉄管	DIP用サドル付分水栓	DIP用サドル付分水栓	DIP用サドル付分水栓 不断水連絡管バルブ付 （旧京北地域水道のみ）	T字管 不断水連絡管
鋼管	※1 VP用サドル付分水栓 ※2 チーズ	※1 VP用サドル付分水栓 （配水管75mm以上の場合） チーズ （配水管50mmの場合）	VP用サドル付分水栓 不断水連絡管バルブ付 （旧京北地域水道のみ）	-
ビニル管	VP用サドル付分水栓 チーズ （配水管25mmの場合）	VP用サドル付分水栓 （配水管75mm以上の場合） チーズ （配水管50mmの場合）	VP用サドル付分水栓 不断水連絡管バルブ付 （旧京北地域水道のみ）	-
配水用ポリエチレン管	HPE用サドル付分水栓	HPE用サドル付分水栓 （配水管75mm以上の場合） チーズ （配水管50mmの場合）	HPE用サドル付分水栓 不断水連絡管バルブ付 （旧京北地域水道のみ）	-
※3 ポリエチレン二層管	PE2用サドル付分水栓 （給水幹線40、50mmの場合） チーズ	チーズ	-	-

※1 鋼管からVP用サドル付分水栓による分岐をする場合は、鋼管の外層を剥がして施工すること。

※2 チーズによる分岐を行う場合は、給水工事事務所と協議すること。

※3 ポリエチレン二層管は、給水幹線として使用する場合にのみ適用する。専用装置等からの分岐は認めない。

〔施 工〕

1 基本事項

外部接続工事の施工に当たっては、水道法施行規則第36条第1項第1号に基づき選任された給水装置工事主任技術者の監理のもとに施工しなければならない。

2 一般事項

- (1) 設計書の内容を十分に把握し、それに応じた適正な施工に心掛けること。
- (2) 現場状況を十分に把握し、通行車両、歩行者等の安全をはかるとともに、従事者の安全も考慮した施工に心掛けること。
- (3) 周辺の住民には特に配慮して、苦情等を受けない施工に努めること。
- (4) 道路使用許可条件を厳守した施工を行い、道路使用許可証は常に現場に携帯しておくこと。
- (5) 断水等により施工時間が制限される工事については、綿密な工程管理のもとに予定時間内に工事を完成させること。

3 安全管理

- (1) 常に工事の安全に留意して現場管理を行い、公衆災害の防止に努めること。
- (2) 工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておく。
 - ア 工事施工にあたり従業員の安全を図るため、常に細心の注意を払い、労働安全法規を遵守する。
 - イ 工事における安全な作業場を確保するため、適切な照明・防護さく・保安灯・標示板等を施す。
 - ウ 万一の事故発生に備え、緊急時における人員招集、資機材の調達、関係連絡先との連絡方法等を十分確認して図表等に表し、見やすい場所に掲示しておく。
 - エ 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに適当な位置に消火器具を配備し、その付近は整理しておく。
- (3) ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講じる。
- (4) 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火措置を講じるとともに、必要に応じ担当する消防署に連絡し、届出又は許可申請の手続をとる。
- (5) 工事施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通誘導警備員等を配置して、安全管理と事故防止に努める。
- (6) 現場代理人及び前項の要員等は、容易に識別できるよう腕章等を常時携帯する。
- (7) 工事場所が水道施設構内又はその付近にある場合には、これらに対する衛生保安に十分注意する。

4 交通保安対策

工事中の交通保安については、道路占用許可等の条件を厳守し、次の要領によって施工する。

(1) 保安さく

工事現場の周囲には、横板部分に黄色と黒色の斜縞で彩色した高さ0.8m以上1m以下、長さ1m以上1.5m以下の容易に転倒しない移動さくをもって確実に囲むこと。ただし、交通流に対するさくは、反射性のものを使用する。

(2) 保安さくの設置間隔

保安さくの設置間隔は、原則として移動保安さくの長さを超えるものであってはならない。ただし、屈曲部は間隔を取らない。また、交通流に対面する部分は、原則として15度から30度のすりつけ区間を設け交通を誘導し、安全に車線の変更ができるようにする。しかし、やむを得ずすりつけ区間が確保できない場合二重さくを設置するなどの措置を講ずる。

(3) 作業帯と歩行者通路の移動保安さく

作業帯と歩行者通路の境界は、パネル等（高さ0.8m以上）の間隔をとらずに並べ、明確に区分する。

(4) 歩行者及び自転車が保安さくに沿って通行する部分については、移動保安さくの間隔をあけないようにし、若しくはさくとさくの間安全ロープを張ってすきまのないようにする。

(5) 特殊現場における保安さく（金網付き固定さく）

同一現場に長時間作業帯を設置する場合は、高さ1.2m以上の黄色と黒色の斜縞で彩色した金網付き固定さくで作業帯を囲い、見通しを良くする。

なお、交差点等必要な場所については、さくを低くする等して十分な視界が確保できるように努める。

(6) 保安灯

工事現場は、夜間時、次により保安灯を設置する。

ア 工事現場の周囲には、高さ1m程度のもので夜間150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置する。この場合、設置間隔は、交通流に対面する部分では、2m程度、その他の道路に面する部分は、4m以下とする。

イ 交通流に対面する部分には、前項アのほか、高さ1.5m、確認距離200m以上の点滅式又は回転式黄色注意灯（いずれも車両等の運転者の目を幻惑しないもの）を1個以上設置する。

ウ 道路の片側に作業帯を設置する場合は、その車両誘導帯手前約50mの地点に黄色回転灯を設置する。

エ セフティーコーン（夜間時は内照式カラーコーン）の設置

(ア) 道路中央線の変更に当たっては、その作業帯の区間及び作業帯の前後約50m以内の区間について、在来道路中央線との誘導線及び導流帯をセフティーコーンをもって設置し、対向車との危険防止を図る。

(イ) 作業帯の交通流に対面する部分には、セフティーコーンを三角形等に設置して交通流を誘導する。

(ウ) セフティーコーンの設置には、おおむね3m～4m間隔とする。

(7) 開口部の保安設備

ア 開口部は、作業中の場合のほかは閉鎖しておく。

イ 閉鎖の措置が困難な開口部については、周囲に容易に移動できない堅固なさく（高さ0.8m以上の木板又は鋼板のもの）を連続して囲い、十分な転落防止の措置をとっておく。

ウ 開口部のある作業帯の周囲は、金網付き固定さく等で囲み、一般通行人等が容易に作業帯に入れない措置をとっておく。

エ 開口部には、保安要員を配置しておく。

(8) 交通誘導警備員の配置

ア 一車線を交互交通に開放して工事を施工する場合は、工事現場の両側部に各1名以上の交通誘

導警備員（旗振り）を配置して、車両の誘導及び事故防止にあたらせる。

イ 前記のほか、車両の通行を確保した工事現場の両側部にも交通誘導警備員を配置して、工事現場区間の通行車両の安全誘導を図る。

ウ 工事現場における作業車両の出入及び資機材の積み降しに際しては、所要の交通誘導警備員を配置して、一般交通の安全を確認しながら行う。

エ 通学（園）路において工事を施工する場合は、学童、園児の登下校時に交通誘導警備員を配置して事故防止にあたる。

オ 保安設備等の設置、撤去及び補修並びに路面清掃等を行う場合は、必要数の交通誘導警備員を配置して事故防止にあたる。

カ 交通誘導警備員は、赤、白の手旗（夜間は赤色灯）を所持して誘導する。

なお、交通誘導警備員としての識別が明確な服装（夜間は夜光服）等によるとともに、整理位置は、直接開放車線部を避けて作業帯内又はその導流帯内等により事故防止を図る。

(9) 夜間における現場照明

ア 歩行者通路の照明

工事現場周辺の歩行者通路には、100w以上の投光器で照明する。

イ 工事現場周辺の照明

工事現場周辺に200w以上の投光器を用いて現場を明るくしておく。

ウ 開口部の照明

開口部には、200w以上の投光器で照明を行う。

エ 側灯の設置

道路上の構築物の周囲には、黄色の側灯を高さ1m、間隔1mで設置する。

(10) 道路標識、道路標示の取扱い

ア 道路標識等の取扱い

工事又は作業のため既存の信号機、道路標識、道路標示等の破損並びに移設・撤去の必要が生じた場合その都度所轄警察署長の指示を受ける。

なお、道路標識等の破損に伴う仮復旧及び撤去を行った場合は、その都度復旧するものとし、工事完了後速やかに復旧する。

イ 新たに、車両通行止め等交通規制の伴う工事は、その都度所轄警察署長の指示を受けるとともに、交通規制の措置が完了してから施工する。

ウ 内照式道路標識の使用

夜間設置する「車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」等の道路標識は内照式を使用する。

エ 道路標示の復旧

工事又は作業に伴って既存の道路標示を撤去又は破損をした場合は、その都度所轄警察署長の指示を受け、仮復旧を行うとともに工事が完成した場合は、速やかに復旧する。

オ 施工時間外の措置

施工時間外に 一般交通に開放する場合（仮復旧の場合も含む。）は、その都度、道路標識、道路標示を復旧し、交通開放する。

(11) 工事標示板等の設置

ア 工事現場の両側部には工事標示板を掲出し、夜間は白色照明をもって照明をしておく。

イ 工事標示板の表面には、施工場所、工期、施工業者名、同電話番号、現場責任者名等を記載し、

裏面には許可条件のうち、施工時間、道路使用の範囲等を記載する。

(12) 迂回案内板及び工事予告板の設置

ア 工事予告板は、工事箇所の手前50m～200mの間に適当数掲出する。

イ 自動車等の通行止めをして工事を施工する場合は、その両側部に指定された道路標識とあわせて附近の略図を記入し、明確に迂回路を示した「迂回案内板」を設置する。

なお、工事現場の50m手前には工事予告板を掲出し、夜間においては照明しておく。

(13) 歩行者通路の確保

歩道等で工事を施工する場合は、官公署の指示及び地元住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路を確保する。

ア 歩行者道路は通常、1.5m以上、やむを得ない場合でも0.75m以上（高齢者や車椅子使用者等の通行が想定される場合は0.9m以上）を確保する。

イ 横断歩道部分で工事を施工する場合は、これに接した直近の場所に歩行者が安全に横断できる部分を設け、かつ交通誘導警備員を配置して歩行者の安全に努める。

ウ 歩道及び横断歩道の全部を使用して工事を施工する場合は、他に歩行者が安全に横断できる部分を設けかつ交通誘導警備員を配置して歩行者の安全に努める。

エ 歩行者の通路となる部分又は家屋に接して工事を施工する場合は、その境界に高さ0.8mのパネルを設置し、又は適当な仮道路、若しくは仮橋を設置して通行の安全を図る。

オ 歩行者通路となる部分の上空で作業を行う場合は、あらかじめ安全な落下物防護の設備を施す。

カ 工事現場周辺の歩行者通路は、夜間に100w以上の投光器をもって照明しておく。

キ 歩行者通路は、車道に切り回さないこと。ただし、切り回すことが許可された場合は、歩行者通路と車両通路とは堅固なさくで分離するとともに、その手前30m以内の車道部にセフティーコーンの導流帯を設ける。

ク 工事のため歩行者通路を切り回した場合は、その通路の前後、交差点及び曲がり角では「歩行者通路」及び矢印を標示した標示板（よこ0.4m、たて0.3m）を設置する。

ケ 片側歩道を全部使用して施工する場合には、作業帯の前後の横断歩道箇所に迂回案内板等を掲出するなどして歩行者を反対側歩道に安全に誘導する。

コ 視覚障害者誘導ブロックを一時撤去するなどの場合は、適切な措置を講じ視覚障害者の安全誘導に努める。

5 事故防止

工事の施工に際し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省）、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課）等に基づき公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑等を防止するため、必要な措置を講じる。

(1) 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意する。

(2) 工事用機械器具は操作を誤らないように使用する。

(3) 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲地盤のゆるみ、沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置等を講ずる。また、掘削部分に各種埋設物が露出する場合には、防護協定等を遵守して措置し、当該埋設物管理者との協議内容の適切な表示を行う。

(4) 工事中は、地下埋設物の有・無を十分に調査するとともに、当該埋設物管理者に立会を求める等

その位置を確認し、埋設物に損傷を与えないように注意する。

- (5) 材料等の運搬、積みおろしには、衝撃を与えないようていねいに扱い、歩行者や車両の通行に危険のないよう十分注意して行う。
- (6) 荷崩れのないよう十分な措置を講じる。
- (7) 工事中、火気に弱い埋設物又は可燃性物質の埋設物に接近する場合は、溶接機、切断機等火気を扱う機械器具を使用しない。ただし、やむを得ない場合は、その埋設物管理者と協議し、保安上必要な措置を講じてから使用する。
- (8) 工事用電力設備については、関係法規に基づき次の措置を講ずる。
 - ア 電力設備には、感電防止用漏電しゃ断器を設置し、感電事故防止に努める。
 - イ 高圧電線、変電設備には危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ずさく囲い、覆い等感電防止措置を行う。
 - ウ 仮設の電気工事は、電気事業法電気設備技術基準等に基づき電気技術者が行う。
 - エ 水中ポンプその他の電気関係機材は、常に点検、補修を行い正常な状態で作動させる。
- (9) 工事中、その箇所が酸素欠乏もしくは有毒ガスが発生するおそれがあると判断したとき、又は関係機関から指示されたときは、「酸素欠乏症等防止規則」（厚生労働省令）等により換気設備、酸素濃度測定器、有毒ガス検知器、救助用具等を設備し、酸欠作業主任者をおき万全の対策を講じる。

6 事故報告

工事施工中事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに担当する給水工事事務所に報告する。

7 現場の整理整頓

工事現場の掘削土砂、工事用機械器具及び材料、不用土砂等の集積が交通の妨害、付近住民の迷惑又は事故発生の原因とならないようにそれらを整理し、又は現場外に搬出し、現場付近は常に整理整頓しておく。また、工事現場付近の道路側溝のつまり、塀へのどろはね等がある場合は、速やかに清掃する。

8 あと片付け

工事完了時は当該工事現場のあと片付けを行うとともに、速やかに機械類、不用材料等を整理し、交通や付近住民の迷惑にならないようにする。

参考 歩行者通路上の安全対策について

- 歩行者通路は整理整頓に努め、土砂、器具、工具等の散乱や鉄ポール等が通路上に飛び出すことの無いよう注意することが必要である。
- 通行の支障となる恐れのある段差を解消するとともに、通路用マットを設置する。また、通路上に電源ケーブル等がある場合は、覆いをするなどして転倒防止の措置をとることが必要である。
- 歩道上に点字ブロックが設置されている場合は、歩行者通路にも点字ブロック、あるいはこれにかわるものを必ず設置する。交通誘導警備員は、視覚障害者や車いす利用者の通行があるときは、適切な誘導や通行支援をすることが必要である。

資料 道路工事作業における工事責任者のチェックポイント

事前協議

- ・ 近隣住民に対し工事の事前説明を行っているか。
 - ・ 近隣住民に対し工事日が変更になったことを説明しているか。
 - ・ 他企業（大阪ガス・関西電力・N T T西日本等）へ工事立会を依頼しているか。
-
- ・ 「工事責任者」の腕章を着用しているか。
 - ・ 道路使用許可証・道路占用許可書を携帯しているか。
 - ・ 道路使用許可証の許可期間は過ぎていないか。
 - ・ 作業員への指示は具体的に行ったか、ヘルメットを着用しているか。
 - ・ 施工図（設計図）はあるか、また、掘削位置は設計図と間違いがないか。

作業帯

- ・ 交通誘導警備員の誘導のもとに作業帯を設置しているか。
- ・ 作業帯の位置、範囲は、道路使用許可条件どおりとなっているか。
- ・ 夜間施工時は、現場を照明により明るくしているか。
- ・ 作業帯撤去時に導流帯を最後まで残しているか。

保安施設

- ・ 道路使用許可条件どおり設置しているか。
- ・ 保安柵は、条件に示されたものを設置しているか。
- ・ 夜間施工時は、保安灯を点灯しているか、球切れはないか。
- ・ 赤色灯火を使用していないか。
- ・ セフティコーン、A型バリケード等の保安資材に汚損、棄損はないか。

歩行者対策

- ・ 歩行者通路と作業帯は、バリケード等で分離しているか。
- ・ 歩行者の誘導は適切に行われているか。
- ・ 歩行者通路を車道に切回している場合、車道と歩道との段差解消の措置はとれているか。
- ・ 歩行者通路標示板を設置しているか。
- ・ バス停等において、利用者の誘導が適切に行われているか。
- ・ 通路上に土砂、器具等が散乱していないか。
- ・ 通路上に電源ケーブルがある場合、覆いをする等の措置がとられているか。

導流帯

- ・ 導流帯の長さは、条件どおりとなっているか。
- ・ 導流帯には、A型バリケード、セフティコーン、矢印板、標示板類を正しく設置しているか。
- ・ 導流帯に工事関係車両を止めていないか（標示板積載車を除く）。
- ・ 交通誘導警備員の配置のないまま誘導ロボットのみを設置していないか。

交通誘導警備員

- ・ 交通誘導警備員は、道路使用許可条件どおりに配置されているか。
- ・ 交通誘導警備員の位置は適切か。
- ・ 赤色の手旗（夜間は、赤色合図灯）を所持しているか。
- ・ 服装、装備、携行品は十分か（特に夜間は、蛍光チョッキ等を着用しているか）。
- ・ 交通誘導以外の作業に従事していないか、また、させていないか。
- ・ 交代要員はいるか。

標 示 板 類

- ・ 「通行止め」実施時に、迂回路標示板が設置されているか。
- ・ 標示板類は、運転者等から見やすい位置に設置されているか。
- ・ 標示板類は、転倒しないような措置が施されているか。

仮 復 旧 等

- ・ 道路標示の仮復旧の際は、溶着式若しくは貼付式路面標示を使用しているか。
- ・ 安全施設等で信号機や道路標識の視認性を妨げていないか。
- ・ 標識灯を被覆した場合、道路開放時に標識を元に戻したか。
- ・ 覆工板のガタつき、ズレ、段差はないか。
- ・ 在来路面と仮復旧路面に段差が生じていないか。
- ・ 埋戻しの際の転圧は十分か。
- ・ 道路上を整理整頓したか。

工 事 関 係 車 両

- ・ 工事に必要な車両は、作業帯の中に収容しているか。
- ・ 資材車等が道路上で待機等していないか。

そ の 他

- ・ 交通渋滞が発生していないか。
- ・ 近隣の塀に作業着を掛けるなどの迷惑を及ぼしていないか。
- ・ 交通の安全、円滑についての対策は適正か。

9 掘削

- (1) 掘削に当たっては、事前に地下埋設物の位置等について調査し、必要に応じて試掘を行う。
- (2) 試掘は、地下埋設物の安全確保のため、必ず手掘りで行い、必要に応じて占有者の立会を求める。
- (3) 掘削は、溝掘り又はつぼ掘りとし、えぐり掘りはしてはならない。
- (4) 掘削は、当日中に埋戻し及び仮復旧できる程度を目途とする。
- (5) 舗装道路の掘削は、舗装厚さ及び種別に適応したカッター等を使用し、周囲は方形等に切取り、面は、垂直になるよう丁寧に行う。

なお、冷却用の処理水については適切な措置を講じる。

- (6) 舗装を取り壊す場合は、周囲の舗装に影響を与えることのないよう注意する。
- (7) 設計図書に示された規定の埋設深さに給水管を埋設できるように掘削しなければならない。
- (8) 掘削溝の底部は、がれきを取除き、凹凸のないように均等に仕上げ、タンパ等により掘削底部の床付け転圧を行う。

10 土留及び排水

- (1) 埋設深さが1.5mを超える場合、軟弱地盤、湧水地帯等にあつては、適切な土留工を施し掘削における事故の防止に努めること。
- (2) 掘削中の湧水、雨水等の排水は、最寄りの排水施設、河川等に適切な設備を設け、その管理者の許可を受けて放水すること。

11 給水管の埋設深さ

給水管の埋設深さは、次表に掲げるものとする。ただし、道路管理者の指示があつた場合は、その指示によること。

道路種別	呼び径 (mm)	標準埋設深さ (m)	備考
国道 (歩道除く)	20～200	1.2	
幹線道路・準幹線道路	20～200	0.9	浅層埋設基準適用
その他	20～150	0.6	
	200	0.7	

なお、旧京北地域水道、旧広河原・花脊簡易水道、旧久多簡易水道、旧別所簡易水道については、次表を適用する。

道路種別	標準埋設深さ (m)
国道・指定府道	0.7
	0.6 (歩道)
旧国道	0.7
府道・市道	0.6

12 給水管の分岐

- (1) 給水管の取り出しは、必ず目的の配水管であることを確認して行う。
- (2) 配水管への給水管取り付け位置は、他の給水管の取り付け位置及び配水管の継手端面から0.3m (不断水連絡管の場合は1.5m) 以上離す。
- (3) 異形管等直管以外の管から取り出してはならない。
- (4) 分水器具は、配水管の管種、口径及び給水管の取り出し口径に適合したものを使用する。
- (5) 分水器具の取り付け箇所管表面についている泥や異物をウエス等で十分清掃する。特に、サドル取り付けガasketの当たる管表面は、凸凹のないように仕上げる。
- (6) 分水器具の据え付けの際、パッキンの離脱を防止するためサドルを配水管に沿って移動させてはならない。
- (7) サドル部分の締付けボルト・ナットは、全体に均一になるように締め付ける。
- (8) 取り出し口径及び分水器具の規格に応じたカッター又はドリルをせん孔機のスピンドルに取り付

ける。

- (9) せん孔機メーカーの取扱い説明書の内容を十分理解し、その手順等に従うこと。

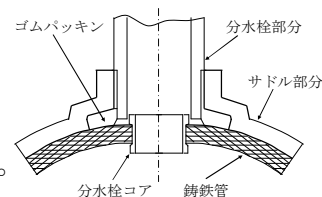
(注) せん孔の注意事項

- ① せん孔カッター又はドリルについては20回程度使用したら研磨、取替え等の処置をとる。
- ② せん孔機の芯ぶれが大きくなる前に、定期的にせん孔機メーカーの点検を受け、調整、修理、取替え等の措置を取る。
- ③ サドルを配水管に固定するときは、せん孔時に動かないように、ボルトを全体に均一になるように必要なトルクで締め付ける。

管種別締め付けトルク

配水管の管種	鋳鉄管	ビニル管 配水用ポリエチレン管
トルク	60N・m (600kgf・cm)	40N・m (400kgf・cm)

- ④ せん孔する前に、挿入工具のガイド部分をサドル分水栓に通し、弁体部分を工具が通過することを確認する。
 - ⑤ せん孔時に芯ぶれさせないように注意する。特にせん孔時の動力にエンジンを使用する場合には、シャフトによる振動が大きいことから芯ずれが起きやすい。
- (10) 鋳鉄管又は鋼管から取り出した場合、せん孔部に次の方法により分水栓コアを挿入する。
- ① 完全に穴が開いたことを確認した後、ドリルを引上げる。
 - ② 閉栓機用ハンドルを右回転させ、閉栓ゴムを閉じる。
 - ③ せん孔機を分水栓より取り外す。
 - ④ 挿入機を取り付け、分水栓コアの挿入を行った後、挿入機を取り外す。



13 給水管の布設

- (1) 管は、水平又は一様の勾配をもって布設するものとする。
- (2) 鋳鉄管を傾斜して布設する場合、施工上の原則として受口を高地に向け、低地より高地の方向に布設するものとする。
- (3) 異形管は、切管加工して布設してはならない。
- (4) 管が水路等を横断する場合は、原則として、伏せ越しするものとする。ただし、伏せ越しが困難な場合は、水路管理者等の許可を得て、高水位以上の位置に布設し、さや管等で保護するものとする。

14 給水管の接合

給水管の管種は、次のとおり、φ75mm以上はダクタイル鋳鉄管K形 1種、φ50mm以下は全て、水道用ポリエチレン二層管1種とし、その他の管種は特定区間において使用できない。

- (1) 水道用ポリエチレン二層管1種

ア サドル付分水栓

ポリエチレン二層管で配管する場合は、サドル付分水栓（JWWA B117及びJWWA B117準拠品）を使用すること。

なお、DIP用サドル付分水栓のせん孔部には密着形銅コア又はステンレスコアを使用すること。

イ 配管

- (ア) 水道用ポリエチレン二層管1種の曲げ配管は、原則としてエルボを使用する。
- (イ) 水道用ポリエチレン二層管1種の最小曲げ半径は、下表のとおりとする。

呼び径	20mm	25mm	40mm	50mm
最小曲げ半径	0.70m	0.85m	1.20m	1.50m

- (ウ) 水道用ポリエチレン二層管1種は、加熱加工してはならない。
- (エ) 水道用ポリエチレン二層管1種にはすべて浸透防止スリーブ被覆を行うこと。
- (オ) 水道用ポリエチレン二層管1種を配管する場合は、延長の20%を目途に蛇行配管すること。

ウ 管の切断

- (ア) 管の切断は、原則としてパイプカッターで切断すること。高速砥石タイプの切断工具は使用しない。
- (イ) 切断面が管軸に対して直角になるように切断しなければならない。
なお、切断面の食い違いが5mmを超えている場合は、切断面が直角となるように切断し、有害な傷がある場合は、その箇所を切断して除去すること。
- (ウ) 切断時にバリが発生した場合は、バリを取り除き、平になるよう仕上げること。

エ 管の接合

原則として水道用ポリエチレン二層管1種の金属継手（耐震性能強化型）を用いることとし、以下のことに注意すること。

- (ア) 接合部には、できる限り管に傷のない箇所を選び、傷のあるときは傷の無い箇所を再度切断し、接合すること。
- (イ) 管切断は管軸に対して直角に行い、接合すること。
- (ウ) 接合部の表面に泥等が付着している場合は、必ず水洗い又はウエスで取り除くこと。
- (エ) 一度使用した金属継手のインコア・リングは再使用してはならない。
- (オ) インコアは1種管・2種管用があるが、必ず1種管用を使用すること。
- (カ) 継手施工時には、必ず金属継手に付属のガイドプレートを取り外すこと。
- (キ) 冬季において金属継手のインコアが打ち込みにくい場合は、面取器で内面のバリ取りを行い、施工すること。
- (ク) 水道用ポリエチレン二層管1種にクランプ治具等を用いて圧縮して止水するスクイズオフ工法は、圧縮部を専用の補修バンドにて保護すること。

オ 保管方法

- (ア) 管の保管は屋内保管を原則とし、メーカー出荷時のままとすること。現場で屋外保管する場合は、シートなどで直射日光を避けるとともに、熱気がこもらないように風通しに配慮すること。

水道用ポリエチレン二層管1種においては、必ず管端キャップをすること。管端キャップが外れていた場合、管端が直射日光に当たることにより材質が劣化しているおそれがあるため、使用前に管端部を10cm以上切断すること。

水道用ポリエチレン二層管1種においては、平面に横積みとし、積み高さは1.5m以下とすること。

- (イ) 継手の保管は屋内保管を原則とし、現場で屋外保管する場合はメーカー出荷時のダンボール梱包状態のままシート等で覆っておくこと。小運搬を行うときは、必ず管全体を持ち上げて

運び、引きずったり滑らせたり傷をつけてはならない。

水道用ポリエチレン二層管金属継手は、必ずそれぞれの種別ごとに保管すること。また、開封後は混在しないよう注意すること。

(ウ) 管・継手とも、土砂・洗剤・溶剤・油が付着するおそれがある場所及び火気の側には置かない。

(2) ダクタイル鋳鉄管K形1種

ア 管の表示マークを上にして、挿し口側を受口に近接した所定の位置に吊下ろし、受口内面（特にゴム輪の当り面）、ボルト孔並びに挿し口外面等に付着している異物を完全に取除く。

イ 押輪、特殊押輪の内外面及びボルト孔を清掃した後、挿し口に預ける。

ウ 挿し口外面、受口内面（ゴムの当り面）に専用の滑剤をむら無く塗布し、清掃したゴム輪を挿し口に預け入れる。この場合、ゴム輪の向き及び内外面を間違えないように注意すること。また、ゴム輪の表面にも滑剤を塗布すること。

エ 挿し口を受口内へ徐々に預け入れ、衝撃を避けて挿入する。

オ 挿し口外面と受口内面の隙間を上下左右均等に保ちながら、ゴム輪を受口内面の所定の位置に片寄らないように挿入する。

カ 管と押輪のボルト孔の中心を合わせ、ボルトを挿し込み、ナットを軽く締める。次に上下左右と対称の位置にあるナットを片締めにならないように均等に締付け、最後に規定のトルクまで締付ける。

キ ボルトには、管の腐食を軽減するための腐食抑制ナットを取り付けること。

ク 管・継手部にはすべてポリエチレンスリーブ被覆を行うこと。

(3) ポリエチレン粉体ライニング鋼管

ア ポリエチレン粉体ライニング鋼管の切断には、高温による変質を防ぐため、常に冷却水を使用すること。

なお、ガス切断、アーク切断、高速砥石、チップソーカッター及びロールカッター等は、絶対に使用しないこと。

イ ねじは、JIS B 0203「管用テーパねじ」を専用のねじ切り機で加工すること。

なお、自動ねじ切機を使用して管の切断及びねじ加工を行う場合は、必ず専用のチャックを取付けること。また、ねじ切りに使用する切削油は、JWWA K 137に規定された水道用の水溶性切削油でなければならない。

ウ ねじ継手には、指定の管端防食継手を使用すること。

エ 接合に際しては、錆の発生を防止するため、防食シール剤をねじ部及び管端面に塗布する等、管切断面及び接合部の防食処理を行い接合すること。

オ シール剤は、JWWA K 146「水道用液状シール剤」、シールテープは、JIS K 6885「シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ」を使用すること。

カ パイプレンチを使用してねじ接合を行う場合は、パイプレンチをあてがう部分に布等を巻いて管外面に傷をつけないようにすること。また、外面樹脂被覆鋼管には、専用のパイプレンチを使用して、適正な締付けを行い、ねじ込み不足や過度のねじ込みにならないよう注意すること。

キ 接合後の残ねじ部には、防食用の補修剤等を適正に塗布し仕上げる。

ク 樹脂ライニング鋼管を火気や熱源に近づけてはならない。

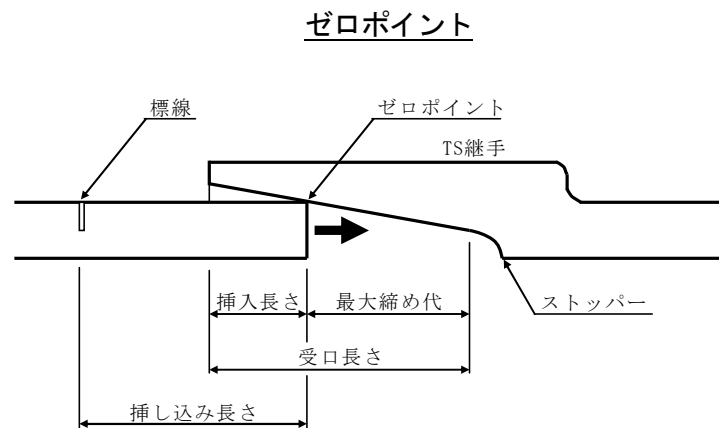
(4) 耐衝撃性硬質塩化ビニル管

耐衝撃性硬質塩化ビニル管の接合は、TS式継手による冷間工法とし、速乾性の専用接着剤（JWWA S 101）を使用すること。また、接合の順序は次のとおりとする。

ア 管端を直角に仕上げ、HIVP用の面取器を用いて内外面をバリ取り程度に糸面取りすること。

イ 管外面、継手内面の水、ホコリ等を乾いた布で丁寧に拭取り、挿し込み長さの位置を管外面にマークする。

ウ あらかじめ管を継手に差込んで、ゼロポイントがどの辺りにあるかを確認する。この場合、ゼロポイントが深過ぎるときは、継手を取替えること。



エ 管外面、継手内面に接着剤を薄く均一に伸ばすようにして塗る。

オ 接着剤を塗り終われば、素早く継手に管を差込み、接着剤のムラがなくなるように4分の1回転ひねり、そのまま30秒程度保持する。（継手にテーパがあるために管を押し戻す力が働くため。）

カ 接合後は、はみ出した接着剤を布で必ず拭取ること。（拭取りを怠った場合、ビニル管が溶ける恐れがある。）

キ 通水は工事完了後、10分程度経過した後で行うこと。

ク 耐衝撃性硬質塩化ビニル管の曲げ配管は、エルボを用いて行うこと。

15 給水装置の保護

(1) 給水装置の設計条件が次のような場合は、必要な保護策を講じなければならない。

ア 管が露出する部分には、保温被覆を施し、必要によりビニルテープ等で固定すること。

イ 電鉄軌道に近接する箇所等電食のおそれのある箇所に、やむを得ず金属管を布設する場合は、ポリエチレンスリーブで被覆する等適当な措置を講じなければならない。

ウ 軌道下などの衝撃を受け易い箇所や軌道温度の影響を受けるおそれのある箇所には、さや管の中に入れる等適当な措置を講じなければならない。

エ 温度の影響を受け易い箇所に、ビニル管を布設する場合には、伸縮継手を使用するなどの適当な措置を講じなければならない。

オ 分岐箇所、曲部、管の末端等で水圧により接合箇所が抜け出すおそれがある場合は、コンクリートで防護する等適当な措置を講じなければならない。

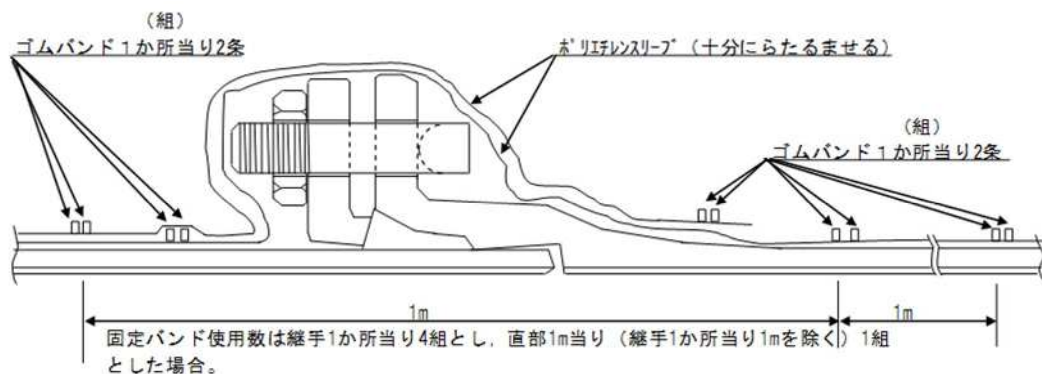
カ 止水栓、水道メーター等には、給水装置材料基準で定めるきょうで保護しなければならない。

(2) サドル・分水栓の防食用ポリエチレンシートの取り付け

- ア 防食用ポリエチレンシートについているビニタイ（黄色2本）を分水栓の首部に結びつける。
- イ 防食用ポリエチレンシートの端を配水管の下からまわして、分水栓全体を覆うようにして包み込む。
- ウ 防食用ポリエチレンシートの端で給水管部分を包み込み、付属のビニタイ（青色1本）を縛り付ける。
- エ 分水栓の横に出た防食用ポリエチレンシートを付属のビニタイ（黄色2本）で左右両方とも、しっかりと縛り付ける。

(3) 鋳鉄管の防食用ポリエチレンスリーブの取り付け

- ア スリーブを管の挿し口部からかぶせ直管全体に広げる。
- イ ゴムバンドを用いてスリーブを固定する。その際、管明示テープとゴムバンドが重ならないように施工する。
- ウ スリーブの受口部、挿し口部をゴムバンドで固定し、スリーブの両端を折り返す。
- エ 接合後、折り返したスリーブをもとにもどして接合部にかぶせ、スリーブの端をゴムバンドで固定する。他方のスリーブも同様に十分たるませてスリーブ端をゴムバンドで固定する。



16 給水管の通水確認

給水管布設後、通水確認のために止水栓等を操作する場合は、慎重に行うとともに使用水量は必要最小限とすること。また、給水管口径がφ50mm以上の場合は、分岐箇所調査票に給水装置使用状況等連絡表を添付のうえ申請すること。

17 給水管の撤去

給水装置を分岐部より撤去する場合、分岐材料に応じて次のように施工する。

なお、工事完了後は完全に止水しているかの確認をする。

分岐材料	撤去用材料	撤去方法
DIP用・HPE用・VP用サドル付分水栓	分水栓 キャップ (パッキン付)	1 分水栓のコックを閉める。 2 分水栓に取り付けてある給水管のナットを取り外す。 3 給水管を取り外した場所に、分水栓キャップを取り付ける。 4 分水栓のコックは閉めた状態にしておく。
サドル・分水栓	なし	1 分水栓コマを一番下まで下げる。 2 分水栓に取り付けてある分水栓用伸縮継手のナットを取り外す。 3 分水栓の本体を、サドル取付け部のニップルを固定しながら取り外す。 4 分水栓の上部についている分水栓キャップを取り外す。 5 取り外した分水栓キャップをサドル取付け部のニップルに取り付ける。 6 分水栓コマを分水栓キャップに当たるまで上げる。
K式铸铁管用分水栓	K式铸铁管用分水栓 キャップ (パッキン付)	1 分水栓のコックを閉める。 2 分水栓に取り付けてある給水管のナットを取り外す。 3 給水管を取り外した場所に、K式铸铁管用分水栓キャップを取り付ける。 4 分水栓のコックは閉めた状態にしておく。
K式ビニル管用分水栓	K式ビニル管用分水栓 キャップ (パッキン付)	1 分水栓コマをいちばん下まで下げる。 2 分水栓に取り付けてある分水栓用伸縮継手のナットを取り外す。 3 分水栓用伸縮継手を取り外した場所にK式ビニル管用分水栓キャップを取り付ける。 4 下げてある分水栓コマを分水栓キャップにあたるまで上げる。
T字管	フランジ蓋	仕切弁を閉めた後、仕切弁下流側にフランジ蓋を取り付ける。(注1)
不断水連絡管	フランジ蓋	仕切弁を閉めた後、仕切弁下流側にフランジ蓋を取り付ける。(注1)
不断水連絡管バルブ付	フランジ蓋	V型弁を閉めた後、V型弁下流側にフランジ蓋を取り付ける。(注1)
ビニルチーズ	キャップ	断水をして管を5cm程切り残し、キャップを取り付ける。
特殊チーズ	切取り	断水をして給水管を取り外し、直管に取り替える。(注2)

注1 フランジ蓋の取り付けには、フランジパッキンを使用並びにボルト・ナットを取り替える。

注2 直管50センチメートルをソケットと特殊ソケットで配管する。

※ 特殊な分岐材料が使用されており撤去用材料の準備がない場合は、工事を中止し工事担当職員の指示に従うこと。

※ 表に記載のない分岐材料を撤去する場合は、工事担当職員の指示に従うこと。

18 建設副産物

- (1) 建設副産物の処分は付近民家、運行者及び諸車の運行等に迷惑をかけないよう速やかに処分する。
- (2) 建設副産物の搬出後は付近を清掃し、砂利等散在がないようにすること。
- (3) 処分は、普通残土、アスファルト塊、コンクリート塊、撤去管等、区分に従って行うこと。
- (4) アスファルト塊、コンクリート塊、撤去管等、産業廃棄物の搬出については、受入場所（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けた施設）に搬出すること。また、建設発生土については、適切な場所に処分する。

- (5) 産業廃棄物の収集運搬を委託する場合は、産業廃棄物収集・運搬業許可業者であること。
- (6) 産業廃棄物は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により、適正に管理する。
 - ア マニフェストは、A、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚複写である。
 - イ 排出事業者は、廃棄物の種類ごと及び行き先（処分事業場）ごとにマニフェストを交付すること。
 - ウ マニフェストは、廃棄物の処理の流れを把握するためのもので、廃棄物の処理に関する契約は、事前に別途行うこと。
 - エ 収集運搬業者は、運搬終了日から10日以内に、B2票を排出事業者（委託者）に送付すること。
 - オ 処分業者は、処分終了日から10日以内に、排出事業者へD票を、収集運搬業者へC2票を送付すること。また、最終処分終了日から10日以内に排出事業者へE表を送付すること。
 - カ 排出事業者は、マニフェスト交付日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内にB2票及びD票、180日以内にE票の送付を受けないときは、委託した廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、法律に定められた適切な措置を講ずること。
 - キ マニフェストの保存
 - (ア) 排出事業者は、A、B2、D、E票を5年間保存すること。
 - (イ) 収集運搬業者は、B1、C2票を5年間保存すること。
 - (ウ) 処分業者は、C1票を5年間保存すること。

19 埋戻し

- (1) 埋戻し工は、次表に示す工種により施工すること。
- (2) 埋戻しは、管、継手等の接合が完全に終わった後、直ちに施工すること。
- (3) 埋戻し実施に当たっては、道路管理者の埋戻し条件等を遵守するものとし、給水管周りの砂層は十分な水締めを行い、その他埋戻しは、まき出し厚15～20cmとし、各層毎にランマー等適切な転圧機械を使用して十分締め固めること。
- (4) 給水管の周辺の埋戻しは管が動かないよう注意し、管の下側にすきまのできないように特に入念に突き固め、がれき、石塊等を埋めてはならない。

○ 埋戻し表

道路種別	標準埋設 深さ（m）	埋戻し 工種	埋戻し材料	埋戻し厚さ（m）	備考		
国道 （車道D交通）	1.2	全量入替	再生粒度調整碎石	0.32			
			再生碎石クラッシャーラン	0.50			
			山砂	管上＋0.30			
				管下－0.10			
国道 （車道C交通）			再生粒度調整碎石	0.27			
			再生碎石クラッシャーラン	0.55			
			山砂	管上＋0.30			
				管下－0.10			
国道 （歩道）	0.6		再生碎石クラッシャーラン	0.37	浅層埋設基準適用		
			山砂	管上＋0.20			
				管下－0.10			
幹線	0.9	全A種	再生粒度調整碎石	0.53	浅層埋設基準適用		
			再生碎石クラッシャーラン	0.15			
			山砂	管上＋0.15			
				管下－0.10			
準幹線			再生粒度調整碎石	0.30	浅層埋設基準適用		
			再生碎石クラッシャーラン	0.38			
			山砂	管上＋0.15			
				管下－0.10			
一般	0.6 (0.7)	全B種	再生粒度調整碎石	0.24	浅層埋設基準適用		
			再生碎石クラッシャーラン	0.16			
			山砂	管上＋0.15			
				管下－0.10			
歩道		全C種	再生碎石クラッシャーラン	0.42	浅層埋設基準適用		
			山砂	管上＋0.15			
				管下－0.10			
		砂利	全D種	再生碎石クラッシャーラン	0.45	浅層埋設基準適用	
山砂				管上＋0.15			
				管下－0.10			
私有道路		私道1号	再生碎石クラッシャーラン	0.17	浅層埋設基準適用		
				良質土砂		0.25	
				山砂		管上＋0.15	
			管下－0.10				
			砂利道	再生碎石クラッシャーラン		0.20	浅層埋設基準適用
				良質土砂		0.25	
		山砂		管上＋0.15			
管下－0.10							

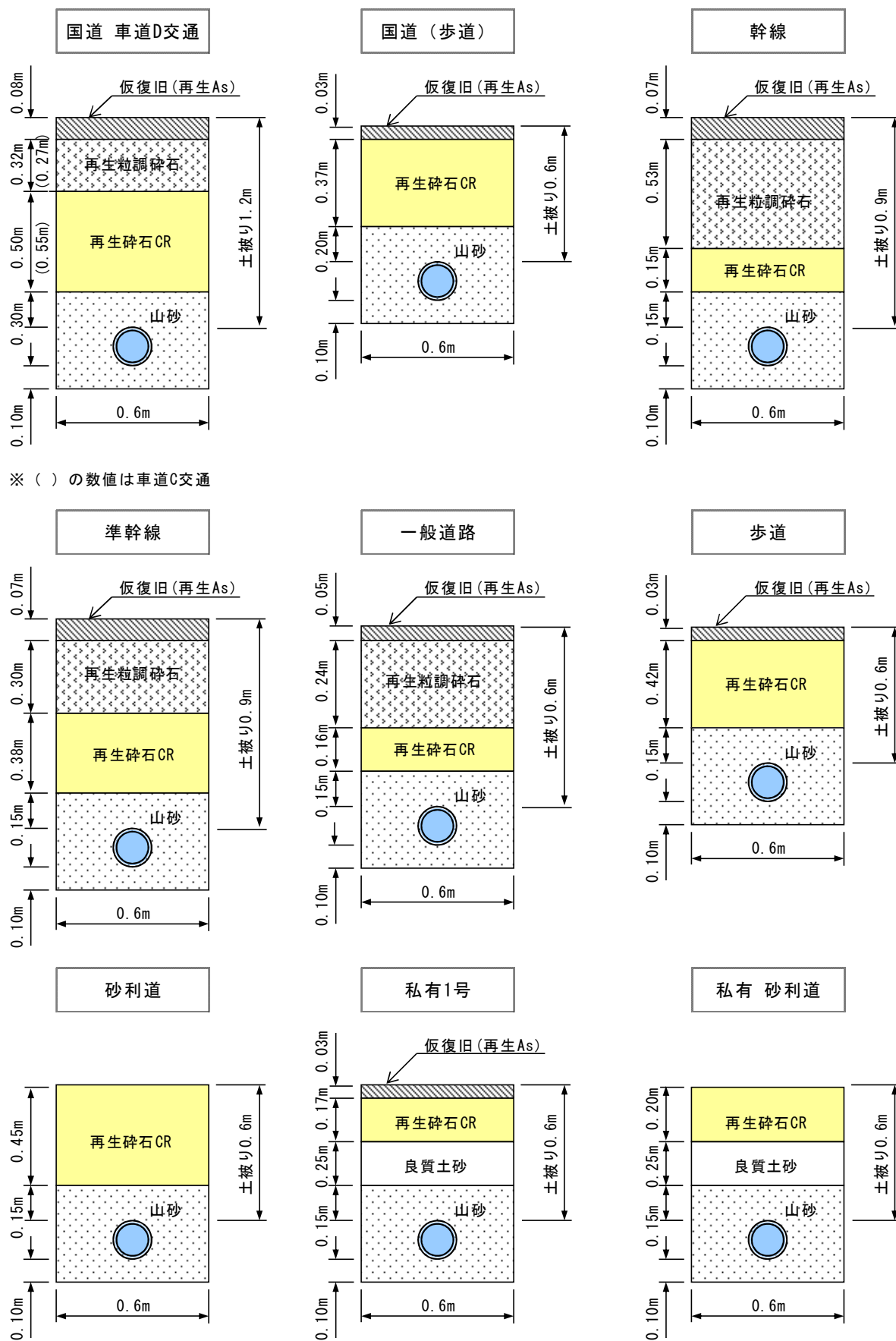
※ 管下数値はポリ管使用時（ポリ管以外は0.05m）

※ （ ）内の数値は呼び径200mmに適用する。埋戻し厚さは、山砂の上位層の厚さを+0.10mする。

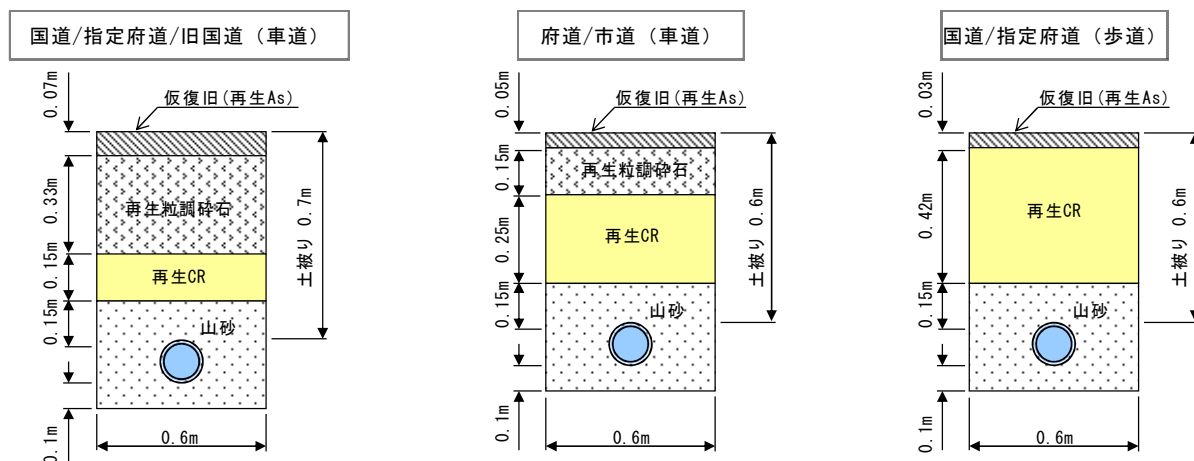
旧京北地域水道、旧広河原・花脊簡易水道、旧久多簡易水道、旧別所簡易水道については、次表を適用する。

道路種別	埋設深さ(m)	埋戻し工種	埋戻し材料	埋戻し厚さ(m)
国道・旧国道 ・指定府道 (車道)	0.7	全量入替	再生粒度調整碎石	0.33
			再生クラッシャーラン	0.15
			砂	管上+0.15 管下+0.10
国道・指定府道 (歩道)	0.6	全量入替	再生クラッシャーラン	0.42
			砂	管上+0.15 管下+0.10
府道・市道 (車道)	0.6	全量入替	再生粒度調整碎石	0.15
			再生クラッシャーラン	0.25
			砂	管上+0.15 管下+0.10

○ 埋戻し標準図



旧京北地域水道、旧広河原・花脊簡易水道、旧久多簡易水道、旧別所簡易水道については、次表を適用する。



（注1）上記図中の数字は、ポリ管使用時（ポリ管以外は0.05m）

20 砂利道復旧

砂利道復旧は、上層路盤の厚さ10cmとし、径30mm以下の再生碎石クラッシャーランを使用し、十分転圧すること。

21 舗装仮復旧

- (1) 埋戻し完了後、直ちに在来舗装号工に従って仮復旧工事を施工すること。
- (2) 仮復旧工事に当たっては、工事に必要かつ十分な機械器具を持いて、凸凹が生じないように適切に施工すること。
- (3) 使用する加熱合材は、日本道路協会の「アスファルト舗装要綱」に規定された材料規格に適合するものでなければならない。
- (4) 路盤は、仮復旧が所定の厚さに仕上がるように、浮石その他の有害物を除去し、不陸を整正した後、適切な転圧機械により、最適な含水状態で十分締め固めを行うこと。

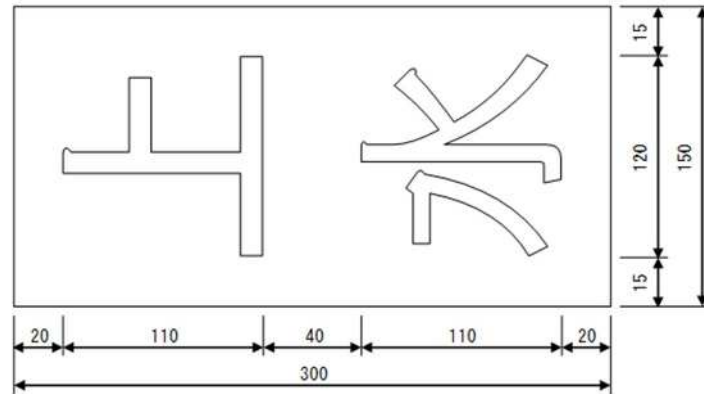
また、所定の支持力（ $K_{30} \geq 2.7 \text{ N/mm}^2$ （28kgf/cm²））及び密度が一様に得られるように施工すること。

- (5) 舗装の切断面は整正のうえ清掃し、上下水道、電気、電話、ガス等の鉄蓋や柵等と接触する部分についても、あらかじめ入念に清掃すること。
- (6) 瀝青材料の散布にあたっては、散布温度に注意すること。また、縁石等の構造物を汚さないように所定の量を均一に散布しなければならない。
- (7) アスファルト合材の敷き均し・転圧は、下層表面が湿っていないときに行うものとし、振動ローラーやランマー等により、十分締め固めを行い、所定の支持力及び密度が一様に得られるように施工すること。

なお、作業中に雨が降り出した場合は、直ちに作業を中止すること。また、気温が摂氏5度以下のときは、原則として施工を行わない。

- (8) アスファルト合材は、適正な温度で転圧する。また、搬入にあたっては、気象条件によって、シート類で混合物を覆うほか、数量、運搬距離等を考慮のうえ適切な温度管理を行うこと。

- (9) 在来舗装との取り合い部は、段差を生じないように平滑に仕上げること。
- (10) 上下水道、電気、電話、ガス等の鉄蓋や柵等を破損並びに隠ぺいしてはならない。
- (11) 白線、黄線等の表示線については、速やかに、焼付け式又は貼付け式により原形に復旧すること。
また、交通錐等についても、必ず所定の位置に復旧しておくこと。
- (12) 仮復旧後、白色ラッカースプレーにて、仮復旧の施工表示を行うこと。表示文字の太さは1.5cmとし、文字・文字枠の形状・寸法は下図による。



- (13) 仮復旧跡については、適時巡回し、沈下、その他不良箇所が生じた場合は、速やかに適切な措置を施すこと。

22 舗装（私有道路）本復旧

- (1) 掘削は、下記により適切に施工すること。
 - ア セメントコンクリート舗装及びアスファルト舗装の切断は、それぞれに適したカッター等を使用し、周囲は方形に切り取り、面は垂直になるように、丁寧に施工すること。
 - イ 掘削は、定められた構造の深さを確認しながら行うこと。当日中に完了できる作業量とする。
 - ウ 人家に接近して掘削する場合は、人の出入りを妨げない措置を講じること。
 - エ 交通の頻繁な箇所での掘削や道路を横断して掘削する場合は、著しく交通に支障を来さない範囲で部分的に掘削を行い、その部分に交通を妨げない措置を講じた後、次の部分を掘削すること。
 - オ 掘削土砂及びアスファルト塊、コンクリート塊等産業廃棄物は工事箇所付近に堆積することなく、直ちに適切な場所へ搬出又は処分すること。処分の方法は、建設副産物を参照すること。
- (2) 路床
 - ア 路床は、マカダムローラー、バイブレーションローラー、ランマー等の適切な転圧機械を用いて締め固めを十分に行い、定められた支持力（アスファルト舗装の場合は $K_{30} \geq 2.7 \text{ N/mm}^2$ （28kgf/cm²）セメントコンクリート舗装の場合は $K_{30} \geq 1.5 \text{ N/mm}^2$ （15kgf/cm²））が一様に得られるように施工すること。
 - イ 路床の入替により露出した埋設管の埋戻しにあたっては、管防護のため、管の周りに砂を充填し、空隙ができないように十分突き固めを行うこと。
 - ウ 転圧機械は、既設埋設物等に損傷を与えない適切なものを使用すること。
 - エ 路床が軟弱で、所定の締め固めができない場合は、路床の入替等の処置をすること。
- (3) 路盤
 - ア 路盤は、路盤材料を均一に敷き均し、適切な転圧機械を用い、最適な含水状態で締め固めを十分に行い、所定の支持力及び密度が一様に得られるように施工すること。

イ 全面復旧の場合、路盤仕上り面の横断勾配は、1.5%~2.0%とすること。

(4) アスファルト舗装

ア 施工は、下層表面が湿っていない時に行うこととし、作業中に雨が降り出した場合は直ちに作業を中止すること。また、気温が5度以下の時は、原則として施工してはならない。

イ 瀝青材料の散布にあたっては、散布温度に注意するとともに、縁石等の構造物を汚さないように、所定の量を均一に散布すること。

ウ 施工にあたっては、上下水道、電気、電話、ガス等の鉄蓋、柵等を破損、隠ぺいしないこと。特に消火栓には注意すること。

エ 全面復旧における表層仕上り面の横断勾配は、1.5%~2.0%とすること。

(5) セメントコンクリート舗装

ア 型枠はコンクリート打設後、原則として60時間以内は取り外してはならない。

イ コンクリートの運搬は、材料が分離しない方法で行い、荷下しにあたってはすでに打設したコンクリートに害を与えないようにするとともに、路盤上に散布した砂等をコンクリートの中に巻き込むことのないようにすること。

ウ コンクリートの温度が30度以上の時、コンクリート打設後2時間以内に摂氏5度以下の気温となる見込みがある時及びコンクリート打設後6日以内に摂氏0度以下の気温となる見込みがある時は、コンクリートの打設を原則として行ってはならない。

エ コンクリートの敷き均し中は、泥等の付着した足でコンクリートの中に踏み込んではいない。

オ 表層仕上げ後の横断勾配は、1.5%~2.0%とすること。

カ セメントコンクリート舗装の養生

(ア) コンクリートは、表面仕上げ後、交通に開放できるまで、日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等による有害な影響を受けないよう養生を行う。

(イ) 表面仕上げ後、約12時間は初期養生として、湿ったむしろ、帆布、その他の被覆養生などで表面の乾燥を防ぐ。

(ウ) 初期養生に引き続き、現場養生でコンクリートの曲げ強度が 35kgf/cm^2 以上になるまで初期養生を行う。強度試験を行わない場合の後期養生最小限は、早強ポルトランドセメント使用期養間、その他は14日間とする。期間中は、コンクリートを常に湿潤に保っておく。

(6) その他

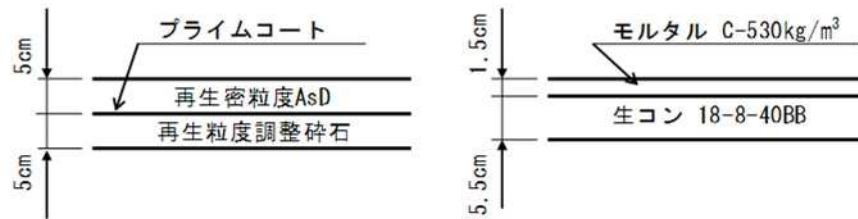
ア 一日の作業の終了時及び降雨等のため作業を中断する場合は、一般通行車両及び通行人の安全に支障を来たすことがないように、万全の措置を講じること。

イ 止むを得ない理由により施工を一時中断する場合は、各工種の基層までは必ず仕上げ、既設路面との急激な段差並びに鉄蓋、柵等の突出がないようにすること。また、止むを得ない理由が消滅した時には、速やかに施工を再開すること。

ウ 施工現場内に設置されている仕切弁、消火栓、止水栓等のきょう類の位置確認を行い、鉄蓋等の位置及び高さがずれている場合は、所定の位置へ据付直しをしておくこと。

なお、据付直しに当たっては木片等の腐食する材質のものをスペーサーとして使用してはならない。

私道1再号工（標準図）S=Free ・ 私道2号工（標準図）S=Free



23 工事記録写真の作成

(1) 工事記録写真（以下「写真」という。）は、下記の目的をもって適切に撮影すること。

ア 工事完了後に視覚上確認し得ない部分、あるいは測定し得ない部分の形状寸法等が写真で明示できるとともに、工事施工の各段階における工法、使用機械、設備等の施工状況を説明できる内容のものであること。

イ 施工前と施工後を説明できる内容であること。

ウ 埋設物の防護状況並びに埋設深さ等が試掘しなくても説明できる内容のものであること。

(2) 写真の撮影は時期、地点、工種等を明確にするとともに、下記の事項に留意すること。

ア 同一被写体を撮影することがあらかじめ判明しているものは、原則として撮影地点、方向を同一にすること。

イ 写真には、黒板（図1）を同時に写し込むこと。

ウ 各工種と使用機械の組合せ等が把握できるように撮影すること。

エ 必要な被写体がカメラアングルに入らない時は、同一位置より連続写真として撮影すること。

オ 撮影目的に沿うよう、アングルやクローズアップの程度を十分に考慮して撮影すること。

カ 寸法を明示する必要がある写真については、箱尺、広幅テープ、ポール等（以下「スケール」という。）を用いて寸法が判明するようにするとともに、スケールの目盛に直角に近い位置より撮影すること。（図2）

キ 工事着手後に補償、その他問題が発生すると予想される場合は、あらかじめ施工前の状態を詳細に撮影すること。

ク 撮影時には、常にフラッシュ等を携帯し、昼間の暗い掘削溝内の被写体を撮影するときはフラッシュ等を使用すること。

ケ 写真の撮影及び保管に当たっては、盗難、紛失、汚損、撮影技術の不良等がないよう十分に注意すること。

(3) 写真の撮影方法、写真帳の作成等については、「撮影要領」及び「写真帳の作成及び提出」によること。

図1 黒板記載例

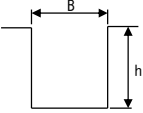
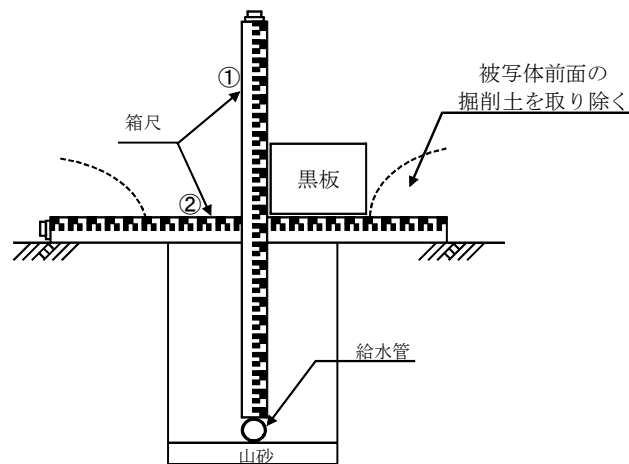
45cm	60cm	
	工 事 名	給水装置〇〇工事
	工 事 場 所	〇〇区〇〇〇町〇〇〇番地
	施 行 主 名	水道 太郎
	撮 影 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	撮 影 地 点	管 布 設 箇 所
	工 種	掘 削 工
	形 状 ・ 寸 法	 B=0.6m h=0.7m
	指定工事業者名	〇〇水道株式会社

図2



- (注) ①の箱尺は垂直に支持すること。
②の箱尺に代えて黒板又はシャベルを用いてはいけない

○ 撮影要領（公道の場合 2 部作成）

(1) 上下水道局及び道路管理者提出用

工種別撮影の範囲

撮影工種	撮影箇所及び方法
施工前	工事場所の全景 ※ 同一場所及び同一方向で撮影すること。
施工後	
標示施設 (標識、保安)	標識、保安、照明等の設置及び交通誘導の状況
埋戻し工	埋戻し各層ごとの写真（スケールで寸法を明示）
転圧工	転圧作業中の状況写真 (各層、起点・終点及び 20m の間隔ごと、使用機器を含む。)
床付け転圧工	床付け転圧作業中の状況写真 (起点・終点及び 20m の間隔ごと、使用機器を含む。)
分岐工 撤去工	分水栓及び不断水連絡管のせん孔完了後の写真 ※撤去工は配管取外し後
管布設工	布設した管の埋設深さは、スケールを用いて明示すること。
仮復旧工 私道本復旧工	① プライムコートの散布状況 ② 復旧厚さの確認写真（スケールで寸法を明示） ③ 転圧中の状況写真 ④ 施工後の状況写真
砂利道復旧工	施工後の状況写真

※ 黒板及び説明書きの工種明示は、上表撮影工種を記載すること。

(2) 指定工事業者保管用

上下水道局提出用以外に撮影することが望ましい撮影工程を示す。

工種別撮影の範囲

撮影工種	撮影箇所及び方法
事前調査 ※1	① 塀、家屋の亀裂、傾き等の壊れ具合を、スケールの他、下げ振り等を用いて詳細に撮影する。 ② 舗装、側溝、その他付属物の亀裂、継目のヒラキ等をスケールを用いて詳細に撮影する。
土留工	出来形確認写真（スケールで寸法を明示）
水替工	水替工の近景写真
舗装版切断工	舗装版を切断した状況写真
取壊し工 ※2	舗装及び障害物を破砕している状況（使用機械を含む。）
掘削工	掘削溝の深さを示す写真（スケールで寸法を明示）
防護工	① コンクリート防護出来形確認写真（スケールで寸法を明示） ② 木杭防護出来形確認写真 ③ 掘削内に露出した埋設物とその防護状況の写真
仕切弁設置工 止水栓設置工	弁・栓類のきょう（コンクリートブロック含む）設置後の状況（給水管の場合を除く）
仮復旧工 私道本復旧工	復旧厚さの確認写真（スケールで寸法を明示）
産業廃棄物	積み込み状況（ダンプトラックの産廃収集運搬車表示も同時に撮影する。）

※1 当事者又は管理責任者の立会を求めて撮影すること。（トラブル防止用として撮影することが望ましい工種）

※2 舗装破砕の場合は舗装版破砕工事と明示

※ 黒板及び説明書きの工種明示は、上表撮影工種を記載すること。

○ 写真帳の作成及び提出

写真帳は、次の事項により作成し提出すること。

- (1) 35mm フィルム等のカメラを使用した場合の写真は、特に指示するものを除き 10.5cm×7.5cm（サービス版）を標準とし、カラー写真で写真帳等にとりまとめ、提出する。

デジタルカメラを使用した場合、デジタルカメラの性能は、撮像素子の総画素数 100 万画素以上の性能を有するもので、提出は、カラープリンター300dpi 以上のプリンターを用いて、A4 版の帳票で提出し、写真の大きさはサービス版と同程度とする。
- (2) 写真帳は、1 工事ごとに作成し所定の写真帳を使用すること。（公道の工事は完了届の提出が必要なたため、2 部作成すること。）
- (3) 写真帳の表紙の様式は、下図に示す。

○	○○年度
	工事写真
○	工事名 給水装置○○工事
	工事場所 ○○区○○○○○○町○○○番地
	施工主名 水道太郎
○	工期 令和○○年○○月○○日 }
	令和○○年○○月○○日
	住所
	指定工事業者名
	代表者

- (4) 写真帳のはじめには施工場所の見取図を貼付けること。
- (5) 写真帳に記載する説明書きは、下記によること。

ア 写真の下に図の説明書きを貼付けること。

写真 No.	
撮影地点	
撮影年月日	令和 年 月 日
撮影工種	

注)：撮影地点の説明は、分岐箇所、撤去箇所等を記入する。

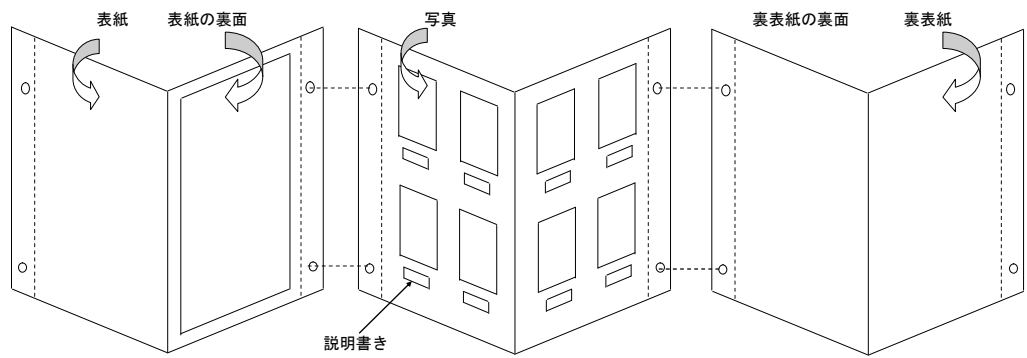
イ アの説明書きで不足なもの、又は特殊工法等によるものは別の説明書きを貼付けること。

- (6) 施工前と施工後の写真は比較対照できるように、左側に施工前、右側に施工後となるように貼付けること。施工状況の写真についても左側より工事の進ちょく順に順序よく貼付けること。

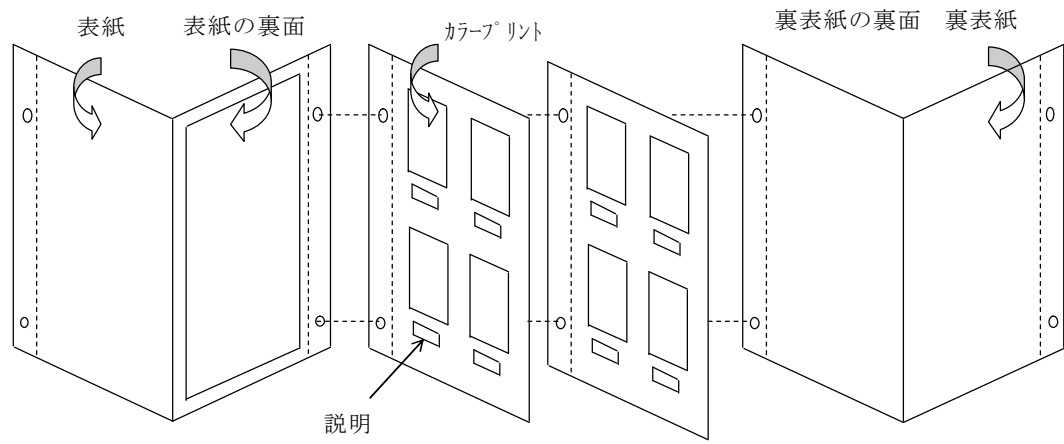
写真帳

表 面		裏 面	
年度			
工 事 写 真			
工 事 名		工 事	
工 事 場 所			
工 事 番 号	第 号		
施 工 主 名			
工 期	令和 年 月 日		
	令和 年 月 日		
	住所		
	指定工事業者名		
	代表者		
		見 取 図	

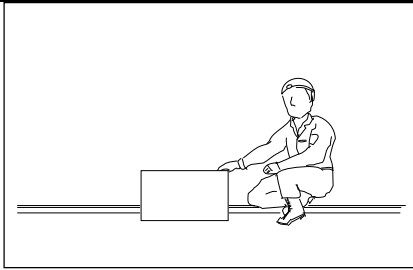
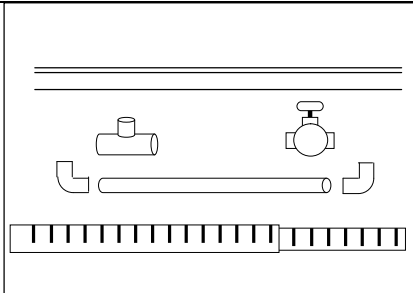
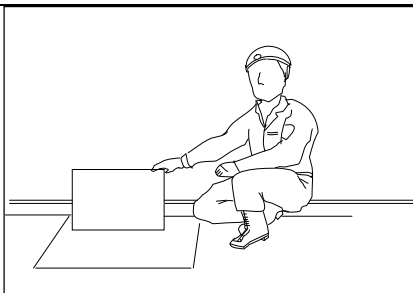
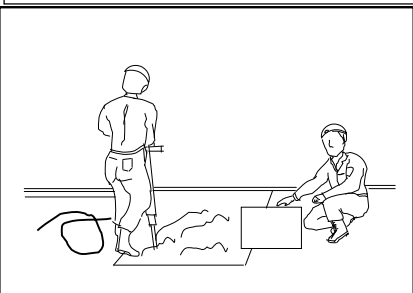
35mm フィルムカメラ使用の場合

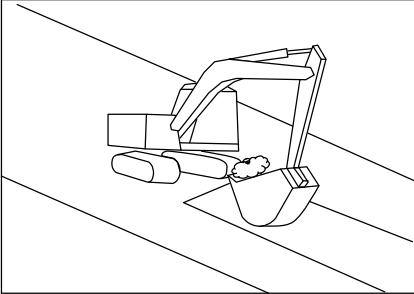
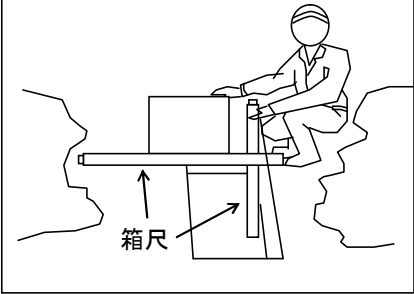
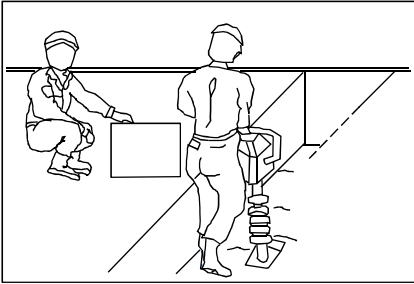
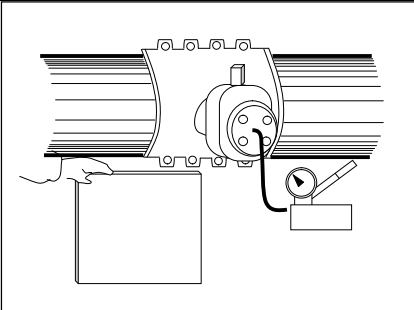
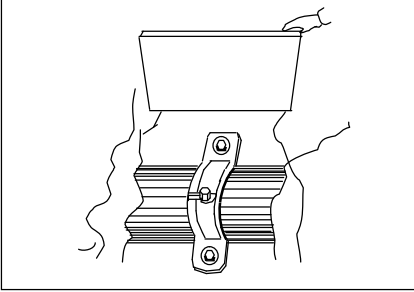


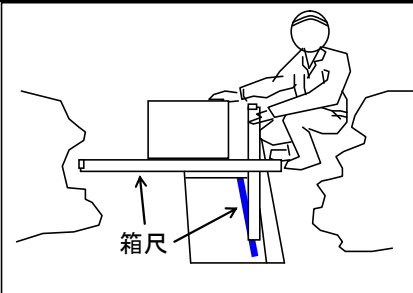
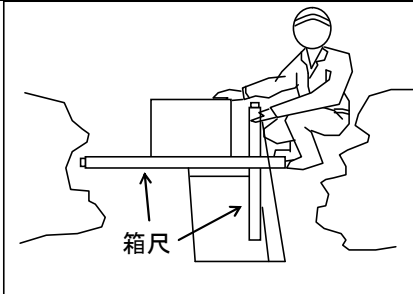
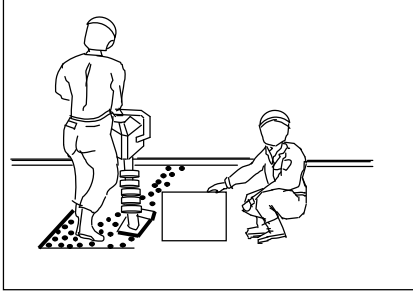
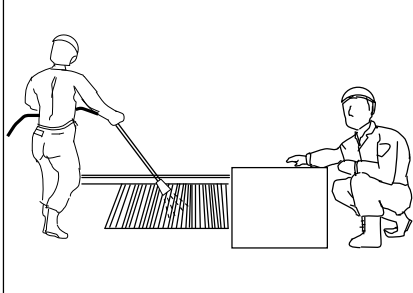
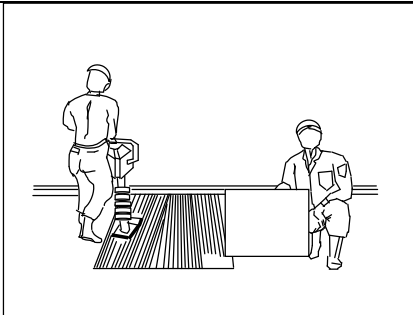
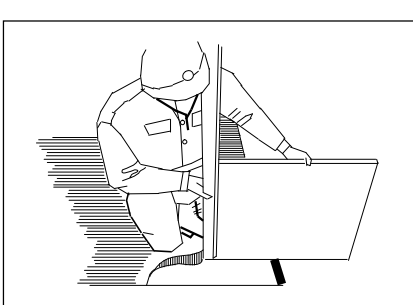
デジタルカメラ使用の場合

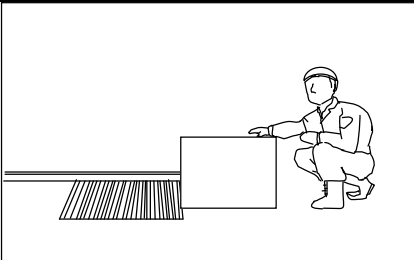


○ 写真撮影の方法

撮影工種	撮影箇所及び注意事項	図例
事前調査	①塀、家屋のきれつ、傾き等の壊れ具合を、スケールの他、下げ振り等を用いて詳細に撮影する。 ②舗装、側溝、その他付属物のきれつ、継目のひらき等をスケールを用いて詳細に撮影すること。 ●当事者又は管理責任者の立会いを求めて撮影すること。	
施工前及び施工後	①工事場所の全景 ②各撮影地点の全景 ●工事場所は背景を入れて撮影する。 ●同一場所から同一方向に撮影する。	
配管材料	管材料の確認状況 ●検査品・規格品・メーカーマーク等を明示する。 ●長さなどの寸法を明示する。	
標示施設 (標識、保安)	標識、保安、照明等の設置及び交通誘導警備員の状況	
土留工	出来形確認写真 ●スケールで寸法を明示	
水替工	①水替工の近景写真 ②掘削溝の排水状況を示す写真	
舗装版切断工	舗装版を切断した状況写真	
舗装版破碎工	舗装及び障害物を破碎している状況 ●使用機械を含む ●舗装版を破碎している状況を撮影する。	

撮影工種	撮影箇所及び注意事項	図例
掘削工	①掘削状況	
	②掘削溝の深さを示す写真 ●スケールで寸法を明示 ●掘削完了後、掘削溝底部の不陸を直し、掘削溝の深さを撮影する。	
床付け転圧工	床付け転圧作業中の状況写真 ●使用機器を含む。	
分岐せん孔	①当該工事の掘削溝内に既設分水栓及び不断水連絡管がある場合は、分水距離をスケールを用いて明示すること。	
	②不断水連絡管を用いて分岐する場合は、穿孔作業前に水圧テストポンプで1.25MPaの加圧を行う。 (铸铁管、配水用ポリエチレン管とも)	
	③分水栓及び不断水連絡管のせん孔完了後の写真	

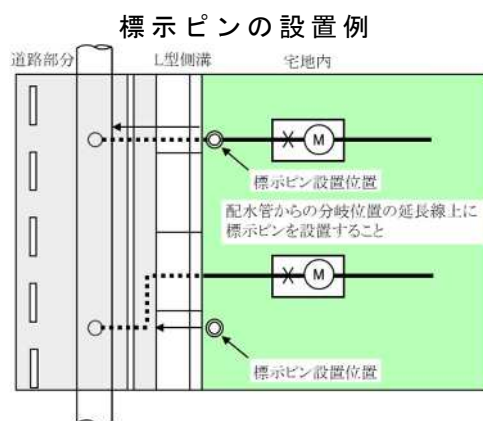
撮影工種	撮影箇所及び注意事項	図例
管布設工	①布設した管の埋設深さをスケールを用いて明示する。 ●掘削溝の底部に定められた厚さで砂（敷砂）を敷均し、その上に管を布設する。布設した管の天端に箱尺を立て、管の埋設深さを撮影する。	
	②分岐箇所、異径管部分及び管末の配管出来形状況の写真	
	③水路の伏越し及び橋梁添架部分の配管出来形状況の写真	
埋戻し工	埋戻し各層ごとの写真 ●スケールで寸法を明示 ●布設した管の上に定められた厚さで砂を敷均し、撮影する。 ●各種の埋戻しを行う場合は、それぞれの材料毎に撮影する。	
転圧工	転圧作業中の状況写真 ●中間転圧、使用機械を含む ●各層まき出し厚さ 15～20 cm毎に転圧中の状況を撮影。 ●使用機器を含む。	
仮復旧工	①プライムコートの散布状況写真	
	②転圧中の状況写真 ●復旧厚さの確認のため、復旧部分を一部残す。	
	③復旧厚さの確認写真 ●規定の復旧厚さ（箱尺で寸法を明示）に施工された状況を撮影する。 ●復旧厚さが確認される位置まで近接して撮影する。	

撮影工種	撮影箇所及び注意事項	図例
仮復旧工	④施工後の状況写真 ●撮影は必ず復旧直後に行うこと。	
砂利道復旧工	施工後の状況写真	
産業廃棄物	積み込み状況 ●ダンプトラックの産廃収集運搬車表示も同時に撮影する。	

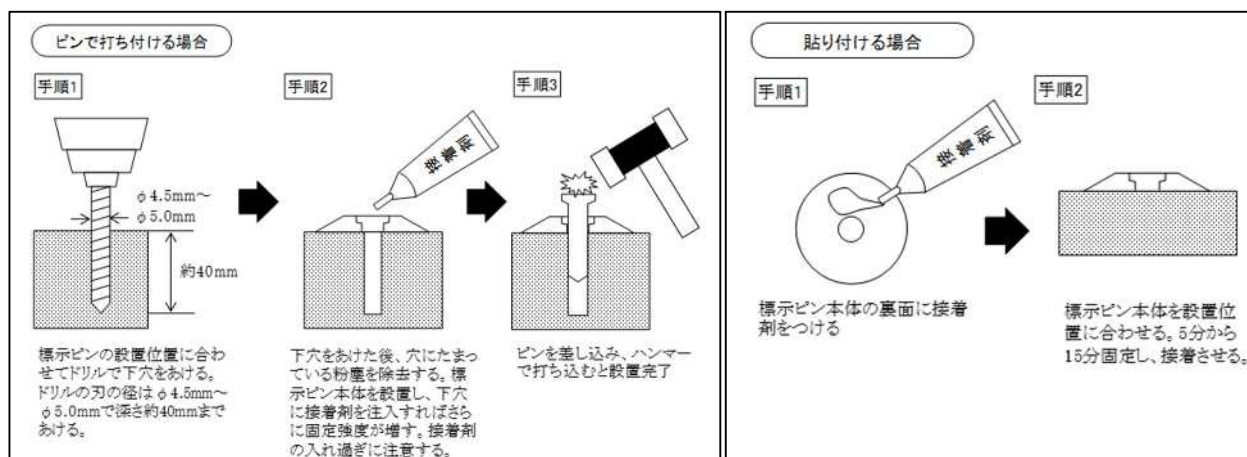
24 その他

(1) 標示ピンによる分岐位置の明示について

工事完了後、給水装置の配水管からの取出し位置が道路面上で確認ができ、給水装置の損傷事故を未然に防止すること等を目的として、下図のように標示ピンを打設又は貼付けること。



標示ピンの設置方法

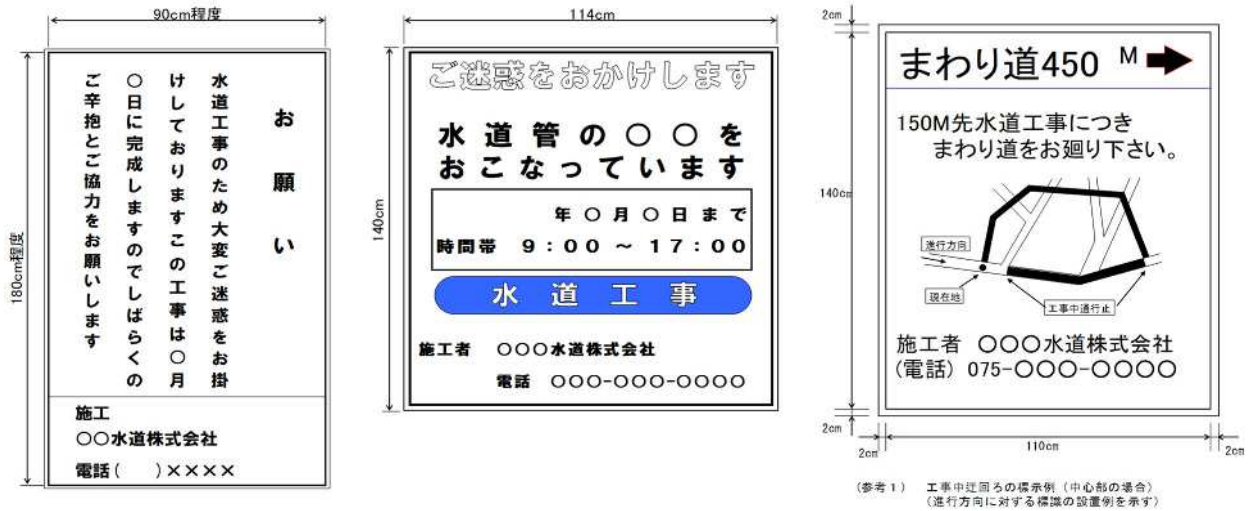


※ 標示ピンを撤去した場合は、現場周辺に放置することなく適切に処分すること。

(2) 工事標示板例及び保安施設設置例

工事標示板の標示内容及び保安施設設置例は次図を参考にすること。

○ 工事標示板例



○ 保安施設設置例

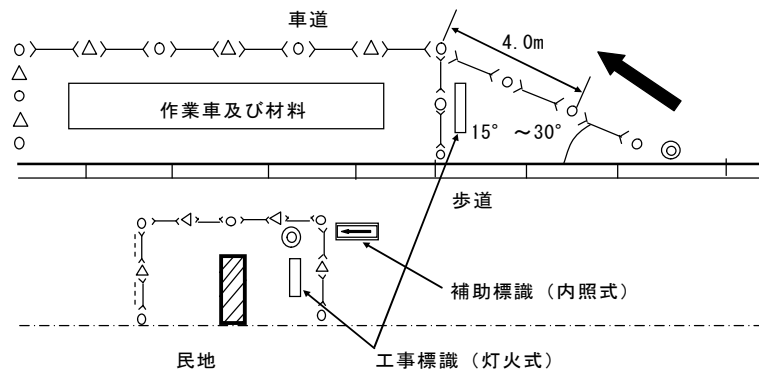


図1 国道及びこれに順ずるもの

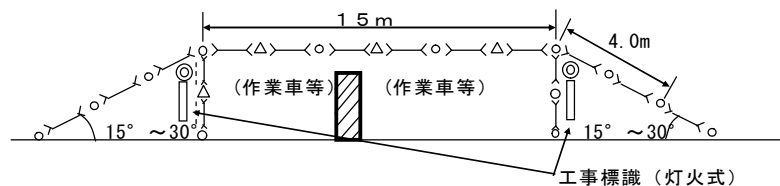


図2 府道・市道・私有道路

凡例

〽 バリケード

〽 バリケード(反射式)注

○ 保安灯

△ カラーコーン

◎ 回転工事灯

屋間工事の場合は
保安灯をセフティーコーンに換える。

25 設計用符号

(1) 配水管及びその付属用具の符号

呼び径		符号	呼び径		符号
mm	インチ		mm	インチ	
90以下	3.5以下	— — — — —	700		— — — —
100	4	— — — — — —	750		— — — — — —
125	5	— — — — — —	800		— — — — — —
150	6	— — — — — —	900		— — — — — —
200	8	— — — — —	1000		— — —
225	9	— — — — —	1200		— — — —
250	10	— — — — —	1350		— — — — —
300	12	— — — —	1500		— — — — — —
350	14	— — — —	2000		— — —
400	16	— — — — —	消火栓		—●—
450	18	— — — —	仕切弁		—×—
500	20	— — — — —	空気弁		—⊕—
550	22	— — —	減圧弁		2次側 ⊗ 1次側
600	24	— — — — —	断水器		—⊖—
650	26	— — — — —			

(2) 給水管及び付属用具の符号

ア

名 称	符 号	名 称	符 号
水道用ダクタイル鋳鉄管 (K形)		空気弁	
ライニング鋼管		K形用二受T字管	
ビニル管		K形用挿し受け片落ち管	
消火栓		不断水連絡管バルブ付 (GF形)	
仕切弁		不断水連絡管 (GF形)	
逆止弁		フランジ (GF形)	
止水弁		NS形継手	
ねじ込み玉形弁		TS式VP鋼管用ユニオン	
水道メーター		TS式鉛管用ユニオン	
鋼管用エルボ		TS式ユニオンソケット	
鋼管用径違いエルボ		TS式エルボ	
鋼管用チーズ		TS式ソケット	
鋼管用ソケット		TS式径違いソケット	
鋼管用径違いソケット		TS式チーズ	
鋼管用ユニオン		TS式キャップ	
鋼管用ニップル		特殊ソケット	
分水栓用伸縮継手		特殊チーズ	
メーター用伸縮継手		ボール止水栓	
配連用ジョイント		○水道用ポリエチレン二層管(1種)	
VP用修繕ハイジョイント		水道用ポリエチレン二層管 (1種管)	
鉛管用修繕ハイジョイント		PE2 ソケット	
ソフトシール弁		PE2 エルボ	
K形用曲管		PE2 径違い分水栓用ソケット(回転式)	
K形用受挿し片落管		PE2 分水栓用ソケット(回転式)	
離脱防止金具 (特殊押輪)		PE2 メーター用ソケット	
K形用継ぎ輪		PE2 塩ビ管用ソケット	
K形用短管1号 (GF形)		PE2 鋼管用おねじ付ソケット	
K形用短管2号 (GF形)		PE2 鋼管用おねじソケット(回転式)	
K形用フランジ付T字管		PE2 径違いおねじソケット	

イ

名 称	符 号	名 称	符 号
PE2 HIカゝ付ナット付メーターユニオン		(参考) 水道配水用ポリエチレン管の主な符号	
PE2 鋼管用めねじ付ソケット		HPE 異種管継手 (HPE×K)	75
PE2 塩ビ管用伸縮ソケット		HPE 異種管継手 (HPE×HIVP)	50
PE2 鉛管用ソケット		HPE 挿し口付ソフトシール弁	
PE2 ベンド	90°	HPE 挿し口付鋳鉄製フランジ付T字管	
PE2 ロングベンド	90°	HPE メカ継輪 (HPE×HPE)	
PE2 パイプエンド		HPE メカ継輪 (HPE×DIP)	
PE2 メカカル異種管ソケット (PE2×SGP)		HPEメカ継輪 (HPE×HIVP及び鋼管) HPEメカ継輪 (HPE×PD鋼管)	
PE2 めねじシモク		HPE メカチーズ	
PE2 ブッシング	 (コ7入り)、(コ7無し)	HPE メカフランジ付チーズ	
PE2 鉛管用シモク		HPE 消火栓用 メカ台座付フランジ付チーズ	
補修バンド		HPE メカベンド	
PE2 ねじ変換アダプター		HPE メカ消火栓用ベンド	
PE2 特殊ソケット		HPE メカNS形挿し口片落管	
PE2 特殊チーズ		HPE (EF片受) φ○○×5,000	
定流量弁		HPE EFベンド (75), ベンド (50)	75 50
逆止弁付ボール止水栓伸縮形		HPE EFSベンド	75
副栓付ボール止水栓伸縮形 (京北地域水道で使用)		HPE Sベンド	50
不断水連絡管バルブ付 (耐震型 可とう継手) (S-K形)		HPE EFフランジ (形式2)	75
複式メーターボックス		HPE フランジ (形式2)	50

ウ

管 種	符 号 (新設管)			
	平 面 図		立 体 図	
ポリエチレン二層管		(赤線)		(黒線)
ビニル管		(赤線)		(黒線)
ライニング鋼管		(赤線)		(黒線)
K形ダクトイル铸铁管		(赤線)		(黒線)

※ 既設管は、上記符号を点線で表示する。また、ビニル管の場合はVP又はHIVPの表示をする。

※ 水道メーター下流側は管種によらず1本線で記すとともに、寸法、管種、口径を明示する。

(3) 配管材料等表示記号

名 称	表 示 記 号
水道用ポリエチレン二層管 (1 種)	P E 2 (1)
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (外装樹脂被覆管)	S G P - P D
水道用ダクトイル铸铁管 (K 形 1 種)	D 1 K

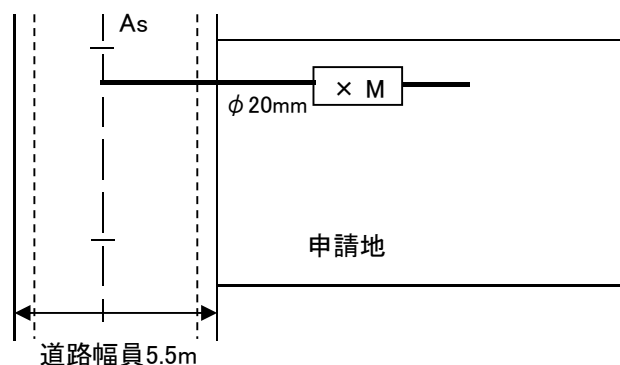
(4) 特定区間の配管

※ 特定区間の配管は、「特定区間の給水装置標準配管図集」を参照すること。

○ 設計例 (φ20mmの場合)

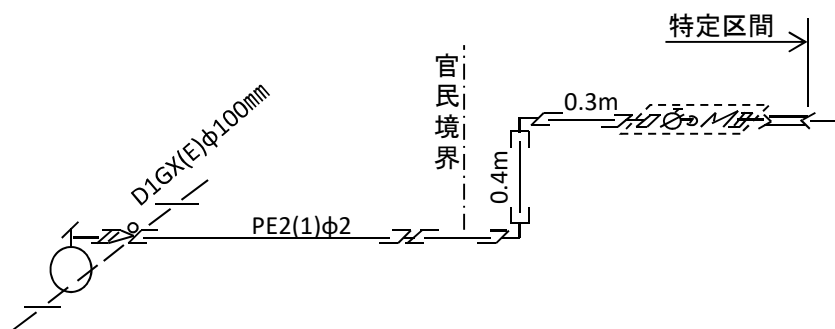
平面図

S=1/500又は1/100

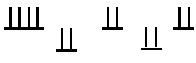
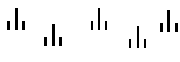
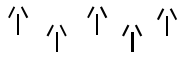
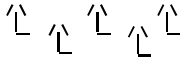
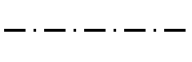
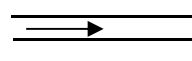
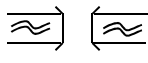
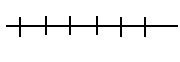
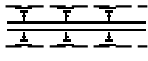
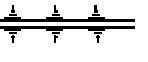
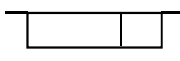
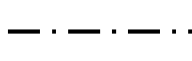
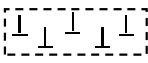
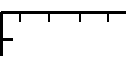


立体図

(ノンスケール)



(5) その他の符号

名 称	符 号	名 称	符 号
下 水 人 孔		水 田	
電 気 人 孔		草 地	
電 話 人 孔		竹 林	
ガ ス 弁		緑 地 帯	
電 気 ボ ッ ク ス		境 界	
電 話 ボ ッ ク ス		側 溝	
郵 便 局		橋	
神 社		電 車 線	
仏 閣		開 掘	
教 会		築 堤	
学 校		ポ ン プ	
病 院		井 戸	
警 察 署		小便, 大便器	
消 防 署		湯 殿	
電 柱		流 し	
簡 易 郵 便 局		柵	
墓 地		生 垣	
コンクリート塀		石 垣	
木 塀			

京都市指定給水装置工事事業者の施行する外部接続工事に係る要領

京都市上下水道局

(目的)

第1条 この要領は、給水装置工事をしようとする者（申請者又は施工主。以下「申請者等」という。）が、京都市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）との契約により給水装置の道路部分の工事を施行することについて必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「外部接続工事」とは、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が施設する配水管及び補助配水管（以下「配水管」という。）から給水管を分岐する箇所から道路敷又は通路敷と宅地等との境界線までの給水装置工事をいう。

2 この要領において「完了検査」とは、外部接続工事について、京都市水道事業条例（以下「条例」という。）第6条の2に規定する給水装置工事の完了検査及び舗装仮復旧工事等の出来形を確認する検査をいう。

(対象工事)

第3条 外部接続工事の対象は、申請者等の申込みにより行う給水装置（共用装置を除く。）の新設、改造及び撤去の工事で、次条に規定する対象外工事を除く。

(対象外工事)

第4条 対象外工事とは、次の各号の工事をいう。

- (1) 大阪ガスネットワーク株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、京都市上下水道局下水道部及び民間企業等の地下埋設施設工事に支障となる給水管の切廻し工事
- (2) 臨時栓工事
- (3) 管理者が自らの施行が適当と判断する給水装置工事

(外部接続工事施行の承認要件)

第5条 管理者は、前条の場合を除き、次の各号に掲げる要件が充足されるとみなせるとき、外部接続工事を承認しなければならない。

- (1) 外部接続工事に起因して、第三者への損害賠償等が生じたときは、指定工事事業者及び申請者等の責任において解決すること。
- (2) 外部接続工事の施行に当たっては、この要領のほか、関係法令、条例等を遵守すること。

(指定工事事業者の誓約事項)

第6条 指定工事事業者は、配水管の分岐穿孔を適正に施行できる技能者を実地に当たらせなければならない。

2 指定工事業者及び給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、次の各号に掲げる事項について、管理者の指示又は指導に従わなければならない。

- (1) 条例第6条の3第1項の規定に基づく特定区間の給水装置の構造及び材質の指定及び同第2項の規定に基づく特定区間の工法、工期その他工事上の条件に従い施行すること。
- (2) 当該工事完了後、2週間以内に施工状況を確認できる写真（以下「工事記録写真」という。）及びしゅん工図を提出すること。
- (3) 当該工事に係る道路面の不陸及び陥没の修復等、緊急を要するときは直ちに出勤し、必要な措置を行うこと。
- (4) 当該工事に係る水道メーターの授受は、主任技術者の責任において行うこと。

（申請時の必要書類等）

第7条 指定工事業者又は申請者等は、外部接続工事を施行するに当たり、別表1に示す書類を管理者に提出しなければならない。

（道路占用・掘削許可申請手続）

第8条 指定工事業者は、国道、府道、市道及びその他官有地（以下「公道」という。）において外部接続工事を施行するときは、道路占用・掘削許可申請手続依頼書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された道路占用・掘削許可申請手続依頼書を収受したときは、速やかに必要な手続を行わなければならない。

（道路使用許可申請手続）

第9条 指定工事業者は、国道において外部接続工事を施行するときは、道路使用許可申請手続依頼書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された道路使用許可申請手続依頼書を収受したときは、速やかに必要な手続を行わなければならない。

3 指定工事業者は、国道を除く公道及び私道において外部接続工事を施行するときは、工事の規模に関わらず、道路使用許可申請の手続を自らが行わなければならない。

（関係者への周知）

第10条 指定工事業者及び申請者等は、外部接続工事を着手する前に、周辺住民に対し、当該工事の内容等について次の各号に掲げるような十分な周知を行わなければならない。

- (1) 工事ビラの配布等による協力をお願い
- (2) 配水管の断水に係る使用者等への協力をお願い
- (3) 新設舗装の掘削及び工事に係る同意

（完了検査の実施）

第11条 指定工事業者は、外部接続工事を着手する前に、外部接続工事完了検査申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、指定工事業者から外部接続工事完了検査申請書を受領したときは、外部接続工事

完了検査表（別表２）に基づき、完了検査（以下「検査」という。）を実施するものとする。

- 3 検査は、配水管の分岐穿孔時における立会検査及び工事記録写真並びにしゅん工図の提出をもってこれを行う。
- 4 指定工事業者は、検査に主任技術者を立ち合わせなければならない。
- 5 指定工事業者は、検査において不適切な事項を指摘されたときは、速やかに改善しなければならない。

（現場管理等）

第 12 条 指定工事業者は、外部接続工事を施行するに当たり、交通及び工事の安全に留意して適切な現場管理を行い、事故防止に努めなければならない。

- 2 指定工事業者は、工事に伴う騒音、振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

（舗装本復旧工事の施行）

第 13 条 管理者は、外部接続工事に係る公道の舗装本復旧工事（第 17 条に規定するものを除く。）について、道路管理者の許可条件に基づき、受託して施行するものとする。

- 2 指定工事業者は、外部接続工事に伴い私道を復旧するときは、申請者等と土地の所有者との協議事項及び承諾条件に基づき、適正に施行しなければならない。

（舗装本復旧工事の費用）

第 14 条 管理者が施行する舗装本復旧工事の費用は、条例第 7 条第 1 項の規定により、当該工事の申請者等の負担とする。

- 2 前項に規定する舗装本復旧工事の費用の額は、設計費、路面復旧費及び間接経費の合計額とする。

（舗装本復旧工事の費用の納入）

第 15 条 前条第 2 項の舗装本復旧工事の費用を負担する申請者等は、条例第 8 条第 1 項の規定により、設計費にあつては設計に着手する前に、路面復旧費及び間接経費にあつては給水装置工事に着手する前に、管理者が定める概算額を納入しなければならない。

（舗装本復旧工事における範囲決定の立会い）

第 16 条 指定工事業者は、外部接続工事に係る公道の舗装本復旧工事に関し、道路管理者の指示に基づく復旧範囲等の決定に際して、主任技術者を立ち合わせなければならない。

（路面復旧の誓約）

第 17 条 申請者等が、開発行為に伴う道路現状変更等の許可を道路管理者から受理し、その許可の範囲で、外部接続工事に係る公道の舗装本復旧工事を自らが行うときは、その許可書の写し又は道路管理者が許可したことを記す書面を添えて、路面復旧誓約書を管理者に提出しなければならない。

(補則)

第 18 条 この要領のほか、外部接続工事の施行に関する事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行日以前に申請を受理したものであって、管理者が認めるものについては、従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行日以前に申請を受理したものであって、管理者が認めるものについては、従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 12 月 5 日から施行する。

別表 1 （第 7 条関係）

1	給水装置工事申請設計書 （京都市上下水道局指定設計用紙）及び詳細設計図面
2	給水装置工事設計審査申請書
3	給水装置工事承認申請書
4	分岐箇所調査票
5	給水装置工事しゅん工検査申請書
6	外部接続工事完了検査申請書 … 必要時
7	道路占用・掘削許可申請手続依頼書 … 必要時
8	道路使用許可申請手続依頼書 … 必要時
9	路面復旧共同施工協議依頼書 … 必要時
10	下請負通知書 … 必要時
11	路面復旧誓約書 … 必要時

外部接続工事完了検査表

工 事 場 所					
検 査 日 時	令和	年	月	日	
工 事 種 別	☐ 新設	☐ 改造	☐ 撤去		
お 客 さ ま 番 号	—		—		
指 定 工 事 業 者	(主任技術者：)				

確認事項		評定
土工	1 掘削は所定の形状か。えぐり掘り等をしていないか。	
	2 埋戻し材料等は適正か。	
	3 転圧は指示どおり適正に行われているか。	
	4 カッターを使用しているか。	
	5 土留工を適切に行っているか。(必要時)	
せん孔・配管	6 せん孔状況は適切か。撤去状況は適切か。	
	7 配管状況は適切か。	
	8 設計審査で確認した指定材料が使用されているか。	
	9 使用機材は適切か。	
	10 給水管の埋設深さは適正か。	
安全管理	11 道路使用許可条件どおり施行しているか。	
	12 歩行者通路は確保され、適切に誘導されているか。	
	13 車の誘導等は適正に行っているか。	
	14 保安柵・保安灯の設置は適正か。	
	15 道路使用許可書を携帯しているか。	
仮復旧	16 掘削範囲内が適正に施工できているか。	
	17 許可条件どおりの工種で適正に施工できているか。	
	18 路面表示は適切に復旧されているか。	
	19 標識類は元どおりに復旧されているか。(必要時)	
	20 工事標示板は適正か。	
その他	21 工事責任者(主任技術者)は確認(事前検査)しているか。	
	22 工事資材・廃材の整理整頓は適正か。	
	23 工事区域の清掃は適正か。	
<補足>		
実施結果 ☐ 良好 ☐ 現場注意 ☐ 呼び出し注意 ☐ 再検査		
署名欄	主任技術者	上下水道局給水工事事務所 ☐ 北部担当 ☐ 南部担当 検査担当者：
		所長 係長 係員

水 道 法（抜粋）

（昭和 32 年 6 月 15 日 法律第 177 号）

（用語の定義）

第 3 条

- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

（給水装置の構造及び材質）

第 16 条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

（給水装置工事）

- 第 16 条の 2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。
- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置工事主任技術者)

第 25 条の 4 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第 3 項各号に掲げる職務をさせるため、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

(4) その他国土交通省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者免状)

第 25 条の 5 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、国土交通大臣及び環境大臣が交付する。

2 国土交通大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

(1) 次項規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から 1 年を経過しない者

(2) この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

3 国土交通大臣及び環境大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書替え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。

(事業の基準)

第 25 条の 8 指定給水装置工事事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第 25 条の 9 水道事業者は、第 17 条第 1 項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第 25 条の 10 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

水 道 法 施 行 令 （抜粋）

（昭和 32 年 12 月 12 日 政令第 336 号）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第 6 条 法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- （1） 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。
- （2） 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- （3） 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- （4） 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- （5） 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- （6） 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- （7） 水槽、プール、流しその他水をいれ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）で定める。

水 道 法 施 行 規 則 （抜粋）

（昭和 32 年 12 月 14 日 厚生労働省令第 45 号）

（給水装置工事主任技術者の選任）

第 21 条 指定給水装置工事事業者は、法第 16 条の 2 の指定を受けた日から 2 週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 2 週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、前 2 項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて支障がないことを確認しなければならない。

（事業の運営の基準）

第 36 条 法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

(1) 給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第 25 条の 4 第 1 項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第 25 条の 4 第 3 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

(3) 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

イ 令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第 1 号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。

イ 施主の氏名又は名称

- ロ 施行の場所
- ハ 施行完了年月日
- ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
- ホ 竣工図
- ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ト 法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果

京都市水道事業条例（抜粋）

（明治45年2月 条例第70号）

（給水装置の種類）

第2条 給水装置は、次の各号に定めるところにより、これを区分する。

- （1） 専用装置 次号に該当しない給水装置
- （2） 共用装置 2以上の使用者（第3条第1項の規定による承認を得た者をいう。以下同じ。）が共用する給水装置で、その給水せん、設置場所等が管理者の定める基準に適合しているもの

（給水装置工事の承認）

第5条 給水装置工事をしようとする者（請負契約による場合にあっては、注文者）は、管理者が定めるところにより、管理者の承認を受けなければならない。ただし、当該給水装置工事が一時的給水装置工事、給水装置の軽微な変更又は軽易な給水装置工事であるときは、この限りでない。

- 2 管理者は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請に係る給水装置工事の計画が管理者の定める基準に適合していると認めるときは、当該承認をしなければならない。

（他人の土地の使用の申込みに応じる義務）

第5条の2 前条第1項本文の規定により給水装置工事の承認を受けなければならない者が、他人の土地を使用しなければ当該工事を行うことが困難である場合において、その土地の所有者（所有権以外の権限に基づきその土地を使用する者があるときは、当該者及び所有者。以下この条において同じ。）に対して、当該工事のために合理的に必要と認められる限度においてその土地の使用の申込みをしたときは、その土地の所有者は、当該使用を認めた場合に生じるその土地への影響その他の事情に照らして正当な理由がない限り、当該申込みを承諾することを拒んではならない。

（給水装置工事の設計及び施行）

第6条 給水装置工事（一時的給水装置工事及び給水装置の軽微な変更を除く。）の設計及び施行は、管理者又は指定給水装置工事事業者でなければ行うことができない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事（一時的給水装置工事、給水装置の軽微な変更及び軽易な給水装置工事を除く。）に着手する前に、当該給水装置工事の設計について、管理者の審査を受けなければならない。
- 3 管理者は、前項の規定による審査の申請があった場合において、当該申請に係る給水装置工事の設計が構造等基準に適合していると認めるときは、その旨を当該申請をした指定給水装置工事事業者に通知しなければならない。

（給水装置工事の完了の検査）

第6条の2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事（一時的給水装置工事、給水装置の軽微な変更及び軽易な給水装置工事を除く。）が完了したときは、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出て、当該給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が構造等基準に適合しているかどうかについて、管理者の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による検査の申請があった場合において、当該申請に係る給水装置の構造及び材質が構造等基準に適合していると認めるときは、その旨を当該申請をした指定給水装置工事事業者に通知しなければならない。

3 給水装置工事（管理者が施行するものを除く。）について第5条第1項の規定による承認を受けた者は、指定給水装置工事事業者が前項の規定による通知を受けた後でなければ、当該給水装置工事に係る給水装置を使用し、又は使用させてはならない。

（特定区間に係る給水管及び給水用具の構造及び材質の指定）

第6条の3 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止し、又は給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うために必要な範囲内において、配水管への取付口から水道メーターまでの部分（以下「特定区間」という。）の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定するものとする。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び特定区間に係る給水装置工事について、工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

（給水装置工事の費用）

第7条 給水装置工事（管理者が施行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の費用は、当該給水装置工事をしようとする者の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、共用装置の設置その他の管理者が前項の規定によることが適当でないと認める給水装置工事の費用の負担については、管理者が定める。

3 給水装置工事の費用の額は、設計費、材料費、運搬費、労力費、工事監督費、路面復旧費及び間接経費の合計額とする。

（給水装置工事の費用の納入）

第8条 給水装置工事の費用を負担する者は、前条第3項に規定する設計費にあつては設計に着手する前に、同項に規定する設計費以外の費用にあつては給水装置工事に着手する前に、管理者が定める概算額を納入しなければならない。

（手数料）

第24条の4 法第16条の2第1項の規定による指定を受けようとする者又は法第25条の3の2第1項の規定に基づく指定の更新、第6条第2項の規定による審査若しくは第6条の2第1項の規定による検査を受けようとする指定給水装置工事事業者は、別表第10に掲げる額の手数料を納入しなければならない。

2 前項の手数料は、申請の際に納入しなければならない。

- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

京都市水道事業条例施行規程（抜粋）

（昭和 35 年 9 月 29 日 水道局管理規程第 6 号）

（共用装置）

第 1 条 京都市水道事業条例（以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する管理者の定める基準は、次の各号のとおりとする。

- （1） その給水装置の給水せんは、鍵付横水せんであって、かつ、その数は 1 個であること
- （2） その給水装置の給水せんの設置場所は、これを共用する各使用者が自由に使用することができるものと認められる場所であること
- （3） その給水装置の給水管の呼び径は、13 ミリメートルであること

（給水の承認等）

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定により給水の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を届け出るものとする。

- （1） 申込者の住所及び氏名又は名称並びに使用する業種
- （2） 共用装置により給水を受けようとする者にあつては、その共用装置に係る申込者又は使用者を代表する者の住所及び氏名
- （3） 使用しようとする給水装置について、所在地、種類及び給水管の呼び径
- （4） 給水を開始する日

2 前項第 1 号または第 2 号に掲げる事項に変更を生じたときは、直ちにその旨を届け出るものとする。

（給水装置工事の承認）

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定により給水装置工事の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類（図面を含む。）を提出するものとする。

- （1） その者の住所及び氏名または名称
- （2） 工事場所及び工事概要

京都市指定給水装置工事事業者規程（抜粋）

（平成 10 年 3 月 12 日 上下水道事業管理規程 第 11 号）

（主任技術者の職務等）

第 15 条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- （1） 給水装置工事に関する技術上の管理
- （2） 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- （3） 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第 16 条に定める基準（以下「構造等基準」という。）に適合していることの確認
- （4） 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第 17 条第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（主任技術者の選任等）

第 16 条 指定工事事業者は、第 4 条第 1 項の指定を受けた日から 14 日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定工事事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第 8）により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定工事事業者は、第 1 項及び第 2 項の規定による主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

（事業の運営に関する基準）

第 17 条 指定工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- （1） 給水装置工事ごとに、第 16 条第 1 項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第 15 条第 1 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- （2） 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有す

る者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 構造等基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第15条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第18条 指定工事業者は、条例第6条第2項に規定する設計審査を受けるため、当該審査に係る給水装置工事設計審査申請書(様式第9)に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

(しゅん工検査)

第19条 指定工事業者は、条例第6条の2第1項に規定するしゅん工検査を受けるため、工事完了後速やかに当該検査に係る申請書(様式第10)にしゅん工図を添えて、管理者に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、主任技術者立会いのうえ、しゅん工検査を受け、その結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

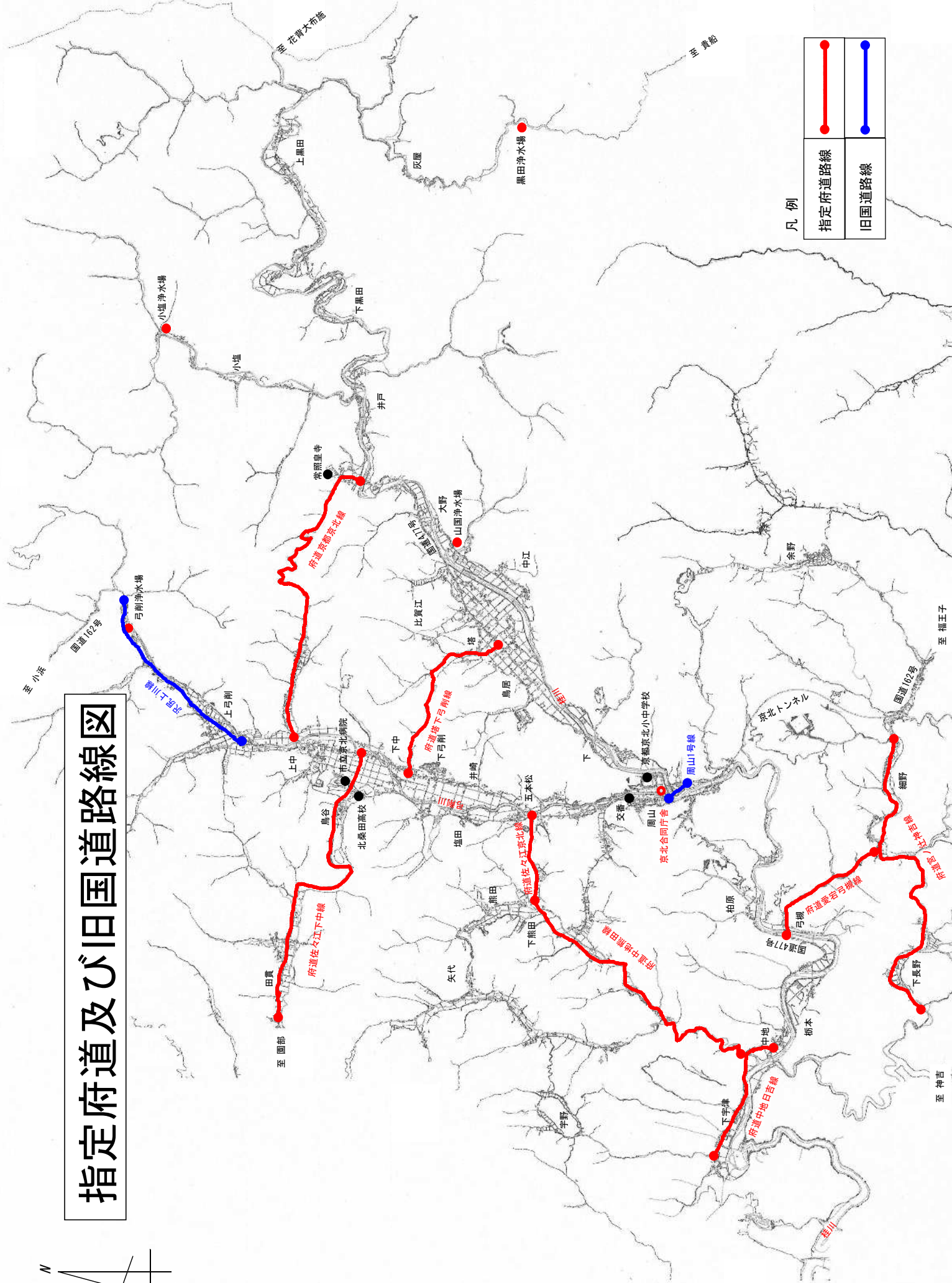
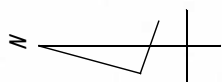
(主任技術者の立会い)

第20条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第17条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第21条 管理者は、指定工事業者に対し、当該指定工事業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

指定府道及び旧国道路線図



凡例

指定府道路線

旧国道路線

令和7年4月発行

外部接続工事施工の手引き（指定工事業者施工用）

発行 京都市上下水道局 水道部水道管路課
〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11-3
☎ (075)672-7749